

(別紙5) 通し番号1-17

## 第1 前提事実(各論)

通し番号1-17の文書(文書531)は、昭和39年11月1日付けで外務省アジア局北東アジア課が作成した「日韓会談問題別経緯(2)(漁業問題)(その3)」と題する内部文書であり、日韓国交正常化交渉に関する漁業問題について政府部内で検討した内容等が記録されている。

このうち不開示理由1に係る不開示部分は、115ページ(-115-)であり、経済協力の一環として検討されていた「漁業協力の明細」に記載された各事業の資金として算定された具体的な金額が記録されている。

(乙A187)

## 第2 当事者の主張の要旨

### 1 被告の主張の要旨

通し番号1-17の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実(各論)のとおりであり、現在、北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中でこれを公にすれば、当時の我が国の請求金額に関する試算等が露見し、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされ、日韓国交正常化交渉に際して我が国が検討していた韓国側への経済協力の具体的な内容が実現したものか、実現しなかったものかを問わず、北朝鮮は、それを前提としてより有利な経済協力を引き出すべく交渉に臨むことができるというように、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(情報公開法5条3号)。

### 2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 末尾記載の証拠によれば、次の事実が認められる。

(ア) 通し番号1-17の文書に記録されている情報については、次のとおりである(乙A187)。

a 通し番号1-17の文書の不開示部分は、通し番号1-17の文書の資料10(2)「(仮訳)韓日間漁業問題に関する閣僚会議韓国側要約会議録別紙」の別紙12として掲げられた表(1964年(昭和39年)3月27日付け「漁業協力明細」と題する表)中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである(なお、不開示部分は「金額」欄の■■■■部分である。)

記

事業	金額	内 訳	
		項目	金額
総額	■■■■		
1. 沿岸漁業構造改善	■■■■	漁船補修及び建造用資材	■■■■

		船用ディーゼル・エンジン	
2. 魚族保護施設		漁業施設機資材 漁船導入  水産試験施設 研修生訓練 試験調査及び指導船 漁港修築 気象予報施設及び漁業無電施設	
3. 水産施設		水産資材生産施設 水産物処理加工施設	

b 通し番号1-17の文書の資料10(1)は、1964年4月6日付け「(仮訳)韓日間漁業問題に関する閣僚会談韓国側要約会議録」と題する文書であり、上記(ア)で認定した資料10(2)の別紙12に関する部分は、要旨下記のとおりである。

記

I

1. 元容奭大韓民国農林部長官と赤城宗徳日本国農林大臣は、1964年3月10日から1964年4月6日まで12回にわたって会談した。
2. (略)
3. 以上の会談の概要は、大体以下のとおりであり、本会議録及びこれに対応する相手方の会議録は、双方でそれぞれ作成したもの

である。ただし、その内容に関しては、互いに事前に交換して検討し、双方の記録作成者が相手方会議録の内容の大綱について異論がないことを了承した。

(中略)

IV

1. 漁業協力の金額に関し、韓国側は別紙12のような内訳の総額1億1400万ドルを提示した。

(イ) 本件各文書の一部開示部分

通し番号1-252の文書の一部開示部分には、韓国側が昭和39年(1963年)7月16日に提示した「漁業協力案」の明細書として、要旨下記の内容が記録されている(乙A83[-266-])。

記

1 無償供与	\$ 21,730,000
(1) 水産試験場施設拡充	\$ 400,000
(2) 水産教育及び研究施設	\$ 2,600,000
(3) 水産技術センター施設	\$ 750,000
(4) 研修生訓練及び技術者招請	\$ 420,000
(5) 漁船補修資材	\$ 13,000,000
(6) 調査試験船	\$ 4,560,000
2. 無償供与又は政府間長期低利借款	\$ 39,671,000
年利 3.5%	(1) 漁業指導船 \$ 5,246,000

据置期間	7年	(2) Diesel機関	\$ 1,875,000
償還期間	20年	(3) 漁業無線及び漁港 施設	\$ 32,550,000
3. 民間長期低利借款			
年利	4%		\$ 116,976,000
据置期間	5年	(1) 漁船建造及び導入	\$ 101,250,000
償還期間	15年	(2) 漁船補修資材	\$ 7,076,000
		(3) Diesel機関製作工 場施設	\$ 5,000,000
		(4) 合成繊維Rope工場 施設	\$ 550,000
		(5) 製造加工施設	\$ 3,100,000
		総額	\$ 178,377,000

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-17の文書の不開示部分に記録されている情報は、韓国政府が作成した議事録を日本語に訳したものであって、韓国側が提示した漁業協力案の明細としての各事業の資金として算定された具体的金額であると推認することができる。

また、上記のような内容の当該情報が記録されている行政文書の原本（韓国語版）は、韓国において韓国政府が保有する日韓会談に係る行政文書（韓国側開示文書）が公開されていることに照らすと、韓国側開示文書として開示されているものと推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号1-17の文書の不開示部分に記録されている情報は、その原本が韓国側開示文書として既に公にされているものと推認されるものであり、しかも上記ア(イ)のとおり日本政府が保有する行政文書の一部開示によりその直近の時期における韓国側提示の漁業協力案の明細書の内容も既に公にされているから、仮に当該情報に係る事項が

現在においても日朝国交正常化交渉で漁業問題として協議の対象となりうるとしても、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は典型的にみて、これを公にしたとしても、新たに北朝鮮当局が漁業問題に関する日本政府の対処方針等を把握したり、当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりする蓋然性があるとまではいえない。他に、当該情報につき、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ 以上によれば、通し番号1-17の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、一般的又は典型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

## (2) 小活

したがって、通し番号1-17の文書の不開示部分に記録されている情報は、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

## 2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-17の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号1-18

## 第1 前提事実(各論)

通し番号1-18の文書(文書533)は、外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和37年7月1日付け「日韓会談問題別経緯(4)(一般請求権問題)」と題する内部文書であり、日韓国交正常化交渉における財産・請求権に関する問題について政府部内で検討した内容等が記録されている。

このうち不開示理由1に係る不開示部分は、次のとおりである。

- ① 14ページ(-14-) 13行目から15行目までの3行分(以下「不開示部分①」という。)

これは、第3次日韓会談における梁駐米大使の請求権相互放棄案に対する日本政府の具体的な見解として個別の請求権についての解決方針が記録されている。

- ② 62ページ(-62-) 10行目から12行目までの3行分(以下「不開示部分②」という。)

これは、第6次日韓会談における予備交渉第1回会合において伊関アジア局長が発言した内容であり、日韓両国が請求権として提示した金額について、大蔵省が試算した日本側の請求権の具体的な金額として請求権の試算の総額等が記録されている。

- ③ 70ページ(-70-) 14行目の約7文字分(以下「不開示部分③」という。)

これは、第6次日韓会談における予備交渉第6回会合において伊関アジア局長が発言した内容であり、日韓両国が請求権として提示した金額について、韓国側から提示された譲歩案に対して、日本側が提示した具体的な金額として請求権の試算の総額等が記録されている。

- ④ 74ページ(-74-) 11行目から17行目までの7行分(以下「不開

示部分④」という。)

これは、第2回大平外相・金鍾泌中央情報部長会談において討議された請求権金額の具体的な内容として請求権の試算の総額等が記録されている。

(乙A188)

## 第2 当事者の主張の要旨

### 1 被告の主張の要旨

通し番号1-18の文書の不開示部分に記載された各情報は、前提事実(各論)のとおりであり、現在、北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中でこれを公にすれば、当時の我が国の請求金額に関する試算等が露見し、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされ、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、北朝鮮は、上記各不開示部分に記載された日本政府の方針及び総額等を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことができるため、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(情報公開法5条3号)。

### 2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記載されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

## 第3 当裁判所の判断

### 1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について



(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 末尾記載の証拠によれば、次の事実が認められる。

(7) 通し番号1-18の文書の不開示部分の前後の記載は、次のとおりである(乙A188)。

a 不開示部分①

不開示部分①は、昭和37年7月1日付け「日韓会談問題別経緯(4)(一般請求権問題)」と題する文書中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

#### 記

5. 第3次会談(昭和28年10月6日より同年10月21日まで)

(1) (中略)

次いで、10月9日の請求権部会において、韓国側は、従来のファクトファインディング方式をこれ以上続行しても進展はないと思われるから、この際、当初の韓国側主張のとおり、日本には対韓請求権は何一つなく、取極の主題とされるのは韓国の対日請求権のみであるという原則を確立してから、韓国側請求権について討議を進めたい、韓国側法理論については、先に提示した米国務省の覚書どおりで、米国も韓国と同見解である旨主張した。

この主張に対し、日本側は、前記米国書簡にかかわらず、日本側に対韓請求権ありという従来の主張に変更はない、同書簡の末段に「在韓日本財産の没収は第4条b項の取極の際考慮云々」の字句がある上、第1回会談の際、梁首席代表が、非公式ではあるが数回にわたり、請求権の相互放棄に言及されたことからみて、韓国側が一方的に対日請求権を主張することではなく、互譲の精神による政治的歩み寄りによるならば解決の余地があると示唆した。

これに対し、韓国側は、梁首席代表の相互放棄に関する発言を口をそろえて否定するとともに、在韓日本財産は元来権力機構の下に蓄積されたものであるから、この財産に対する日本側の政治的請求権と、韓国側の領土分離の際における最小限の法律的清算的な請求権とは性質が根本的に相違するので相殺することはできない、日本はフィリピン、インドネシアに対しわずか1年位の占領で賠償を支払うことになっている、韓国は36年の占領期間中の損害を賠償してくれとは言わぬが、在韓日本財産だけでは満足できないので、領土分離に伴う当然の法律的清算を主張しているのでであると述べた。

日本側からは、これに対して、在韓財産を一切失い、その上とられるのであれば、日本の国民感情が納得しない、相互放棄をこちらからは提案しないが、梁大使が言明したようにこちらから提案があれば、話に応じてもよい、■■■不開示部分①■■■

(2) (以下略)

b 不開示部分②、不開示部分③及び不開示部分④

不開示部分②、不開示部分③及び不開示部分④は、昭和38年10月1日付けで作成された「日韓会談問題別経緯(4)(一般請求権問題)(その2)」と題する文書中にあり、各不開示部分の前後の記載は、下記のとおりである。

記

(2) 予備交渉第1回会合より金鍾泌部長第1回来日まで

(イ) 予備交渉第1回会合(8月21日)

まず、杉代表より、請求権問題の解決方式に関する日本側の考え方について要旨次のような発言を行った。

(中略)

次いで、伊関アジア局長より、杉代表の発言を補足して、次のとおり述べた。

「日本側の考え方の中には2つの重要な点がある。その1は、請求権という名目を使わず、無償援助という名目で解決しようという点である。3月の外相会談の折、全く非公式な形で、韓国側は請求権として7億ドル、日本側は7千万ドルを提示した。その後、韓国側は、日本側で請求権として支払えるものが少額ならばこれに無償援助を加えて日韓間の開きを縮めてはどうかと言われたが、日本側としては請求権と無償援助の2本立てでは困る次第である。なんとなれば、請求権1本ならば、なんとか推定の要素も加えていろいろ膨らませて7千万ドルまで引き上げることもできないことはないが、2本立てとなれば、その場合の請求権は厳格なものとならざるを得ないわけで、■■■不開示部分②■■■しかも、■■■不開示部分②■■■例えば恩給の既裁定分すら受給者のその後の変動は明らかでなく、まして未裁定者については完全に推定によらざるを得ず、国会等への説明は極めて困難と思われる。また、韓国側としても、10年来請求権を主張してきて、結局請求権として支払を受けたものが極めて少額であるということでは国内的にも困られるのではないかと思う。以上の理由から、請求権という名目はやめ、無償援助1本にしようというのが日本側の考えであり、しかも韓国側は国内には請求権の解決であると説明されて差し支えないわけである。

重要な点の第2は、韓国側から請求権を「放棄する」又は「主張しない」と言っていた点である。すなわち、平和条約第4条がある以上、どこかで請求権が解決したことを明

らかにしておかなければ将来に問題が残るわけで、韓国側で「放棄する」といえないならば、「主張しない」とか「解決したと認める」とかの適当な表現でも良いと思う。」

(中略)

(二) 第6回会合(9月13日)

斐代表より、韓国側としては、日本側が歩み寄るならば韓国側も大いに歩み寄る用意があり、今自分の受けている訓令では、韓国側が1億ドル下がったなら日本側にもその半分の0.5億ドル上がって欲しいという内容になっていると述べた。これに対し、伊関局長は、それは問題にならない、日本側では■■■不開示部分③■■■が出発点であるべきだと考えており、この程度では韓国側が歩み寄りを示したものとみなし得ないと述べた。

(中略)

(4) 金鍾泌中央情報部長の第2回来日(11月10日より13日まで)

第2回大平外相・金部長会談(11月12日)

本会談においては、約3時間半にわたり主として請求権問題の解決方法をめぐり忌憚のない討議が行われていたが、その概要は次のとおりである。

(i) 請求権の「方式」

日本側より、国交正常化に関する取極等のうち下記趣旨の条項を置くことを提案した。

第1項 日本国は、日韓国交の正常化を祝し、両国間の友好親善を祈念し、韓国における民主安定と経済発展に寄与するため、〇億ドルに等しい円の価値を有する日本人の役務及び日

本国の資材を供与することとする。

第2項 両締結国は、平和条約第4条に基づく韓国又は韓国国民の日本国又は日本国民に対する全ての請求権が完全にかつ最終的に解決されたことを確認する。

これに対し、韓国側より、「韓日間の請求権問題を解決し、かつ、韓日間の経済協力を増進するため、次の措置をとるものとする。」との提案があり、今後の予備交渉において日韓両国案につき討議を進めることとなった。

■■■不開示部分④■■■

(イ) 本件各文書の一部開示部分

a 日韓予備交渉第1回会合（昭和37年8月21日）

通し番号1-91の文書の一部開示部分には、日韓予備交渉第1回会合において伊関局長より、杉代表の発言を補足すると前置して述べた内容が記録されており、その内容は、（別紙5）通し番号1-91の「第3 当裁判所の判断」の1(1)アで認定したとおりであるところ、不開示部分②に関連する部分の記載は、要旨下記のとおりである（乙A247参照）。

記

（中略）2本立てとなれば、その場合の請求権は厳格なものとならざるを得ないわけで、大蔵省の計算によれば最大限■■■不開示部分■■■とのことである。しかも、この■■■不開示部分■■■でも、■■■不開示部分■■■については完全に推定によらざるを得ず、国会等への説明は極めて困難と思われる。

b 第六次日韓会談の日韓予備交渉第6回会合（9月13日）

通し番号1-91の文書の一部開示部分には、第六次日韓会談の日韓予備交渉第3回会合（9月13日）における発言の概要として、下

記のとおり記録されている（乙A247[-70-]）。

#### 記

(3) 裴代表より、韓国側としては、日本側が歩み寄るならば韓国側も大いに歩み寄る用意があり、今自分の受けている訓令では、韓国側が1億ドル下がったなら日本側にもその半分の0.5億ドル上がって欲しいという内容になっていると述べた。これに対し、伊関局長は、それは問題にならない、日本側では5億ドルくらいが出発点であるべきだと考えており、この程度では韓国側が歩み寄りを示したものはみなし得ないと述べた。

c 第2回大平外相・金部長会談（昭和37年11月12日）

(a) 通し番号3-41の文書の一部開示部分には、次のとおり記録されている（乙B77）。

① 昭和37年11月12日付け「大平大臣・金鍾泌韓国中央情報部長第2回会談記録」

#### 記

冒頭、大臣より、予め用意した別添トーキング・ペーパーを提示した後、概要次のような討議を行った。

#### 1. 請求権問題

##### (1) 方式

韓国側の案として、「韓日間の請求権問題を解決し、かつ、韓日間の経済協力を増進するため、次の措置をとるものとする。・・・」との提案があり、予備交渉において討議を進めることとなった。

##### (2) 金額

（韓国側の提案は、まじめなものであるとは認められたが、本件に関してはいまだかれらの間に相当の懸隔があるので、

日韓双方において各々総理及び議長の指示を待つこととし、それまでは大臣及び金部長間限りの宿題とし、双方の代表にも内容を明かさなないことを約束した。）

(以下略)

② 昭和37年11月10日付け「請求権の金額問題会談メモ(案)」と題する文書

記

1. 先日の会談の際、金部長から、無償供与と長期低利の借款を併せて6億ドルと近づけられたく、また、そのうち無償供与は(3億+アルファ)であるべき旨の希望が表明された。
2. 当時私が米国筋より示唆された数字としての3億とか、日本側の考えとして2億ないし2億5000万の数字に言及したとき、私は借款の話は請求権問題処理とは切り離し、国交正常化後と経済協力として取り上ぐべき問題だとの見解であったが、右の数字は請求権問題解決のための無償供与のみを意味していた。
3. しかし、その後池田・金会談の結果等も参考にして種々研究した上に立って、私は、無償供与と借款とを併せて請求権問題を解決する方式に賛成する。
4. この新方式による場合も、日本側としては、金部長の希望のごとく双方併せて6億などの巨額は全然問題にならず、まず両方併せて4億見当が適当と思う。
5. この4億の内訳を無償供与と借款の間にいかに分けるべきかについては、種々の考え方があろう。日本側の都合から言えば、半々にして2対2が適当と思うが、韓国側の立場も考え、無償2.5対借款1.5程度ではいかがであるか。

6. (次に韓国側の反響をみつつ) この2.5対1.5の上にオープンアカウントの焦付債権回収を見返りとして無償3対借款1.5まで譲歩する用意がある(この場合も実質的な持ち出しは約4億にとどまる。)
7. この金額は韓国の5カ年計画の外資期待分の半ばに及び、また、韓国の外資消化力からいっても十分な額と思う。
8. なお、この借款は韓国側が年々確実に入手し、計画的に使用し得るごとく、海外経済協力基金より韓国政府に対する直接借款とする。

そのほか、適当なプロジェクトがあれば、コマーシャルベースにより、輸銀より通常の延べ払いクレジットの供与されることはもちろんである。

- (b) 通し番号1-252の文書の一部開示部分には、上記(a)①の会談記録のほか、大平外務大臣が「日韓交渉の回顧」で述べた内容が下記のとおり記録されている(乙A83[-126-以下]参照)ほか、大平外務大臣が当時作成したメモ(同[-132-以下])も記録されている(乙A83)。

#### 記

金鍾泌氏との第2回目の会談では話はずいたのだが、そのときは池田総理はちょうど訪欧中だったので、私一人で決めかねたし、彼はアメリカからの帰途、東京に寄ったときだったので、帰って大統領と話をし、その結果によっては内容を変える場合もあり得るということで、お互いに話をした。

金額では、私の方が無償2.5億ドル、先方は3.5億ドルで、1億ドルの開きがあった。私が提案したのは、池田総理が帰ってきたら私はこれを3億ドルにすることに努力しよう、あなたはお



帰りになって朴大統領に3億ドルにならないかと相談して欲しい。お互いに3億ドルという線を努力目標として考えようではないかという点が1点。

第2点は供与の期間は10年間を目安にしよう。そのとき、私は少し交渉が下手で、「日本の財政が許せば「繰り上げることもあるべし」という点を考えます」といった。

第3点は、プラスアルファとして1億ドル以上の民間レベルの供与を彼が強く主張した。私は民間レベルの経済協力は青天井ではないか、今後いくらできるかわからないので1億ドルとか金額を限定する必要はない。「このほかに相当程度今後、民間経済協力で期待できる」ということでいいのではないかと言った。ところが、向こうの内部事情で、全部あわせて6億ドルという線を彼が勝ち取らなければならない立場だったようで、執拗に頑張られた。それで私は期限がないのだから、考えてみればまあよかろうと言ったが、しかし「こんなことをいうことはおろかですよ」と付け加えた。

(以下略)

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-18の文書の不開示部分に記載されている情報は、次のとおりであると推認することができる。

(7) 不開示部分①

第3次日韓会談において日本側が示した梁駐米大使の請求権相互放棄案に対する具体的な見解としての個別の請求権についての解決方針

(イ) 不開示部分②

通し番号1-91の文書で開示されている上記ア(イ)aで認定した文言を含むものであり、遅くとも昭和36年までに、大蔵省が試算した韓

国側に支払うべき請求権についての総額等

(ウ) 不開示部分③

通し番号1-91の文書で開示されている上記ア(イ) bで認定した「5億ドルくらい」との文言

(エ) 不開示部分④

第2回大平外相・金鍾泌中央情報部長会談において討議された請求権金額の具体的な内容として請求権の試算の総額等であり、具体的には通し番号1-252の文書で開示されている上記ア(イ) cで認定した内容と同趣旨のもの

ウ そうであるとすれば、通し番号1-18の文書の不開示部分に記録されている情報が、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの(情報公開法5条3号)に当たるかどうかについては、次のとおり判断することができる。

(ア) 不開示部分①に記録されている情報は、韓国側に提示された請求権問題に関する日本政府の具体的見解であるが、本件全証拠によっても、これが他の行政文書の一部開示又は韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと、現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は類型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

(イ) 不開示部分②に記録されている情報は、大蔵省が査定した韓国側に対し請求権として支払うことのできる総額等であるが、昭和37年当時、日韓両政府間の交渉で現に示されたものであり(したがって、日本側が

提示した請求権に関する査定額であることから、韓国側開示文書に記録され、これが既に公にされている可能性が高い。)、他方で、当該交渉においては上記の大蔵省査定額等よりも多額の金額(7千万ドル)が推定等も用いて甘く査定した場合の日本側の査定額として提示されていたこと等も併せ考慮すると、請求権問題が日朝国交正常化交渉で協議の対象となり得るとしても、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るとまではいえないから、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

- (ウ) 不開示部分③及び不開示部分④に記録されている情報は、いずれも他の行政文書の一部開示により既に公にされているもの又はこれと同趣旨のものであるから、上記情報に関連する事項が日朝国交正常化交渉で協議の対象となり得るものであったとしても、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

- エ したがって、通し番号1-18の文書の不開示部分に記録されている情報のうち、後記2(2)に掲げる部分については、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの(情報公開法5条3号)に当たるものであると推認することができる(以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。)

これに対し、その余の部分(後記2(1)に掲げる部分)については、被

告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（なお、このうち、不開示部分③及び不開示部分④に記録されている情報については、仮に当該情報が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても、以上の事実関係の下では、当該情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は、当該情報を公にすれば、北朝鮮と交渉するに当たり、我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で、重要な事実の基礎を欠いているから、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。）。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

そこで、通し番号1-18の文書の不開示部分に記録されている情報のうち、後記2(2)に掲げる部分については、裁量権の範囲の逸脱又は濫用の有無を検討するに、上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、上記の各情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず、本件全証拠によっても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号1-18の文書の不開示部分に記録されている情報のうち、後記2(2)に掲げる部分のみが、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-18の文書の不開示部分に記録され

ている情報であって次の(1)に掲げる部分は、違法であるといわざるを得ないが、その余の部分(次の(2)に掲げる部分)は、適法である。

- (1) 不開示部分②, 不開示部分③, 不開示部分④
- (2) 不開示部分①

(別紙5) 通し番号1-19

## 第1 前提事実 (各論)

通し番号1-19の文書(文書609)は、外務省が作成した「朝鮮関係船舶の引渡問題について」と題する内部文書であり、財産・請求権問題における懸案事項の一つであった朝鮮関係船舶引渡し問題について政府部内で検討した内容等が具体的に記録されている。

このうち不開示部分は、次の部分であり、いずれも日韓間において所有権が争われていた船舶の時価総額及び保管費等の具体的金額が記録されている。

- ① 16ページ(-16-)の左から4行目の11文字分(以下「不開示部分①」という。)
- ② 38ページ(-38-)右から5行目から8行目までの8文字分、9文字分、7文字分、5文字分(以下「不開示部分②」という。)

(乙A189)

## 第2 当事者の主張の要旨

### 1 被告の主張の要旨

通し番号1-19の文書の不開示部分に記載された各情報は、日韓国交正常化交渉における財産・請求権問題中の懸案事項の一つであった船舶引渡し問題に関する船舶の時価総額及び保管費等の具体的な情報に基づく具体的金額であり、我が国が北朝鮮に支払うべき請求権金額から相殺すべき金額の一部である。そして、上記各情報の内容は、財産・請求権問題に関する我が国の検討状況等を対日請求金額の試算についての我が国の見解等を含め具体的に記載したものである。

通し番号1-19の文書の不開示部分に記載された上記各情報は、前提事実(各論)のとおりであり、現在、北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中でこれを公にすれば、当時の我が国の請求金額に関する試算等が露見する

こととなり、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされてしまい、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な請求権金額を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

## 2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

## 第3 当裁判所の判断

### 1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

#### (1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 証拠（乙A189）によれば、通し番号1-19の不開示部分の前後の記載は、要旨下記のとおりであると認められる。

#### 記

##### (a) 朝鮮置籍船の引渡し

(中略)

既述のごとく、昭和22年4月10日在鮮米軍に引き渡された第三鳳丸については、その旧保管者●●●の代表者●●●（大阪市居住）は終戦時より、同船が朝鮮側に引き渡されるべき船舶と指定された昭和21

年10月11日（SCAPIN第2359号Aによる）に至る間、同人がした管理は終戦時の近畿海運局の口頭指示によるものであるからとてその間の立替支払維持費■■■不開示部分①■■■の日本政府による支払を主張し昭和21年末頃から運輸省と交渉していたが、運輸省では近畿海運局が終戦時なしたものは、口頭指示ではなく、単なる行政措置であり、かつ日本政府としてはSCAPINが出る以前の引渡船舶の保全については何らの義務を負わない。●●●の措置は●●●の利益のために行ったものであり、したがって●●●に立替費用の支払を要求すべきであるとの見解をとり両者感情的対立もあり水掛け論のまま3年以上を経過した。（中略）

(e) 不法入国朝鮮籍船舶の返還

（中略）

この報告書に基づき、11月2日日米合同会議がCPCにて開かれ、その結果(i)船舶の保管費がその船舶の時価を超えるものは日本政府において没収する。(ii)しからざるものは返還する、との方針の下にSCAPINを作成するとM. J a n nは結論した。

この会議の方針に従い、海上保安庁と国家地方警察では各々不法入国に使用の廉で押収している船舶につき再調査し、海上保安庁の分は11月21日国家地方警察及び自治体警察の分は12月27日に報告されたが、それによると、海上保安庁押収の38隻は、時価総計■■■不開示部分②■■■保管費■■■不開示部分②■■■となっている。一方、国家地方警察及び自治体警察押収の63隻の船舶の時価総計■■■不開示部分②■■■保管費総計■■■不開示部分②■■■となっている。もつとも、これら報告の係る保管費は前記会議の方針に則り誇大化されて報告されたきらいがあつたことは否めなかつた。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-19の文書の不



開示部分に記録されている情報は、日韓間において所有権が争われていた船舶の時価総額及び保管費等の具体的金額であると推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号1-19の文書の不開示部分に記録されている情報は、昭和20年代当時、韓国との間でその引渡しが問題となった船舶に関して日本側が調査した結果としての当該船舶の時価総額及び保管費等にすぎないから、今後の日朝国交正常化交渉において協議の対象とされるものであるか疑問がある上、前記アの認定事実によれば、当該文書上、当該保管費等については誇大化されて報告されたきらいがあることも既に明らかにされているから、仮に当該船舶の保管費等が日朝国交正常化交渉で請求権問題に関連して協議の対象とされたとしても、北朝鮮当局が当該情報に係る金額の信憑性を争うであろうことも明白であるから、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は典型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得るものとはいえず、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

エ 以上によれば、通し番号1-19の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、一般的又は典型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

## (2) 小括

したがって、通し番号1-19の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

## 2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-19の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号1-20

## 第1 前提事実(各論)

通し番号1-20の文書(文書615)は、外務省が作成した「船舶會談の対策打合せ」と題する内部文書であり、財産・請求権問題における懸案事項の一つであった船舶引渡し問題について外務省内部で検討した内容等が具体的に記録されている。

このうち不開示部分は、次の部分であり、いずれも、日韓間で所有権が争われていた船舶の時価総額及び保管費用等の具体的金額が記録されている。

- ① 8ページ(-8-) 2行目の6文字分(以下「不開示部分①」という。)
- ② 23ページ(-23-) 5行目の11文字分(以下「不開示部分②」という。)
- ③ 27ページ(-27-) 8行目の12文字分(以下「不開示部分③」という。)
- ④ 29ページ(-29-) 8行目の4文字分及び9行目の5文字分(以下「不開示部分④」という。)
- ⑤ 30ページ(-30-) 1行目の13文字分、6行目の5文字分、6行目から7行目までの14文字分、8行目の3文字分(以下「不開示部分⑤」という。)
- ⑥ 33ページ(-33-) 10行目3文字分、10行目最後の1文字から34ページ(-34-) 1行目11文字までの12文字分、1行目最後の2文字から2行目4文字までの6文字分、3行目4文字分及び6文字分(以下「不開示部分⑥」という。)

(ZA190)

## 第2 当事者の主張の要旨

### 1 被告の主張の要旨

通し番号1-20の文書の不開示部分に記載された各情報は、日韓国交正常化交渉における財産・請求権問題中懸案事項の一つであった船舶引渡し問題に関する船舶の時価総額及び保管費等の具体的な情報に基づく金額であり、我が国が北朝鮮に支払うべき請求権金額から相殺すべき金額の一部である。そして、上記各情報の内容は、財産・請求権問題に関する我が国の検討状況等を対日請求金額の試算についての我が国の見解等も含め具体的に記載したものである。

通し番号1-20の文書の不開示部分に記載された上記各情報は、前提事実（各論）のとおりであり、現在、北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中でこれを公にすれば、当時の我が国の請求金額に関する試算等が露見することとなり、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされてしまい、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な請求権金額を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

## 2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記載されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

## 第3 当裁判所の判断

### 1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 証拠（乙A190）によれば、通し番号1-20の文書の不開示部分の前後の記載は、次のとおりであると認められる。

(ア) 不開示部分①

(河崎) ヴェスティング・デクリーに関しては韓国側も弱いようだ。置籍船40隻をもっとよく検討して15隻くらいにし、それと5隻で■■■不開示部分①■■■位の補償を認めてくれるならば交渉はやりよとの運輸省の見解であった。

(イ) 不開示部分②

(國安) 大蔵省の肚は■■■不開示部分②■■■である。船舶についてはヴェスティング・デクリーを将来に持ち越すだろう。今月中に3省事務当局会議をしたい。貸してある5隻は返せ。㊦給水記録は否認で強く推しましょう。

(ロ) 不開示部分③

(國安) (中略) ロケイト船については、1隻は完全に証拠があるので、給水リスト全体がインチキであるといって蹴飛ばすようにする。貸してある5隻はどうしても返せと要求して、決裂一步手前に持って行き、あとは政治上の解決ということにしたい。この5隻は新造船価から償却年限を引いて計算すると■■■不開示部分③■■■となり、この5隻と議題(A)の19隻と2隻ではわが方の得となる。先方も帰国した時の口実に何かを与えなければならない。

(エ) 不開示部分④及び不開示部分⑤

(國安) リストに載った船の評価をするために材料を提出するから、大蔵省にいつてもらいたい。該当船を新造する場合に要する費用は大体次のようになる(ただし、使用年限による償却を差し引かねばならない。)

置籍船すなわち議題(A)の船舶はわが方の出している19隻に先方の要求している2隻を加えて21隻とすると、その評価は新造するとトン当たり■■■不開示部分④■■■になるから、使用年限による償却をしてトン当たり■■■不開示部分④■■■である。総トン数合計は6.957トンであるから総金額は■■■不開示部分⑤■■■となる。議題(B)のロケイト船の要求リスト中の41隻のうちスクラップ4隻、行方不明1隻を除くと36隻となる。これらは形が大きくて(総計16万5000トンとなる。)新造すれば(償却年数を差し引くと)、単価■■■不開示部分⑤■■■で総計■■■不開示部分⑤■■■となり、議題(A)(B)合計では■■■不開示部分⑤■■■近くなる。

(オ) 不開示部分⑥

(國安) (中略) 議題(A)の代船の補償■■■不開示部分⑥■■■、漁船その他で■■■不開示部分⑥■■■それを大蔵省に■■■不開示部分⑥■■■要求していただきたい。

(大野) ■■■不開示部分■■■要求して■■■不開示部分■■■になるだろう。海運協力、船舶の建造受注など国民が飲みよいように固めておかなければならない。案ができ次第明日か明後日に松本顧問にお話し願いたい。先方にも顧問がいて、入れ知恵をしているから、決して油断はならないし、両方から証拠をつきあわせるということになると具合が悪いだろうが、しっかりやって欲しい。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-20の文書の不開示部分に記載されている情報は、日韓間で所有権が争われていた船舶の時価総額及び保管費用等の具体的金額であると推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号1-20の文書の不開示部分に記載されている情報は、韓国との間でその引渡しが問題となった船舶に関して韓国

に補償等を要求するために日本側が調査した結果としての当該船舶の時価総額及び保管費等にすぎないから、今後の日朝国交正常化交渉において協議の対象とされるものであるか疑問があるし、この点をおき、仮に当該船舶の時価総額等が日朝国交正常化交渉で請求権問題に関連して協議の対象とされたとしても、北朝鮮当局が当該情報に係る時価総額等の信憑性を争うことは明白であるから、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は典型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得るものとはいえず、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

エ 以上によれば、通し番号1-20の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、一般的又は典型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

## (2) 小括

したがって、通し番号1-20の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

## 2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-20の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号1-21

## 第1 前提事実 (各論)

通し番号1-21の文書(文書619)は、外務省が作成した「船舶問題」と題する内部文書であり、財産・請求権問題における懸案事項の一つであった船舶引渡し問題について外務省内部で検討した内容等が具体的に記録されている。

このうち不開示部分は、1ページ(-1-)の枠外の8文字分、2ページ(-2-)1行目の9文字分及び3行目の4文字分であり、日韓間で所有権が争われていた船舶の時価総額として試算された具体的な金額が記録されている。

(乙A191)

## 第2 当事者の主張の要旨

### 1 被告の主張の要旨

通し番号1-21の文書の不開示部分に記載された各情報は、日韓国交正常化交渉における財産・請求権問題中懸案事項の一つであった船舶引渡し問題に関する船舶の時価総額を具体的な情報に基づいて試算した具体的金額であり、我が国が北朝鮮に支払うべき請求権金額から相殺すべき金額の一部である。そして、上記各情報の内容は、財産・請求権問題に関する我が国の検討状況等を対日請求金額の試算についての我が国の見解等を含め具体的に記載したものである。

通し番号1-21の文書の不開示部分に記載された上記各情報は、前提事実(各論)のとおりであり、現在、北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中でこれを公にすれば、当時の我が国の請求金額に関する試算等が露見することとなり、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が明らかにされてしまい、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な請求権



金額を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

## 2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

## 第3 当裁判所の判断

### 1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

#### (1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 証拠（乙A191）によれば、通し番号1-21の不開示部分の前後の記載は、要旨下記のとおりであると認められる。

記

#### (ア) 本文部分

一、代船買上に関する予算措置につき大蔵省に確認せしめる必要がある。

（これは必ずしも明らかでない）

議題A双方が確認した置籍船商船15隻5,610総トン及び韓国側が主張し、日本側が合意せず懸案中のもの2隻1,141総トンを含めた17隻6,751総トンの時価による評価は■■■不開示部分■■■である。

（右に漁船若干及び議題Bの韓国側要求を封殺するとの若干の

金額を加えて■■■不開示部分■■■程度)

(イ) 欄外部分

二 もし更に妥協のため例えば17隻中の2隻分増すとすると金額にして■■■不開示部分■■■になる。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-21の文書の不開示部分に記載されている情報は、日韓間で所有権が争われていた船舶の時価総額として試算された具体的な金額であると推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号1-21の文書の不開示部分に記載されている情報は、韓国との間でその引渡しが問題となった船舶に関して韓国側に補償等を要求するために日本側が調査した結果としての当該船舶の時価総額にすぎないから、今後の日朝国交正常化交渉において協議の対象とされるものであるか疑問があるし、この点をおき、仮に当該船舶の保管費等が日朝国交正常化交渉で請求権問題に関連して協議の対象とされたとしても、北朝鮮当局が当該時価総額の信憑性を争うであろうことも明白であるから、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得るものとはいえず、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

エ 以上によれば、通し番号1-21の文書の不開示部分に記載されている情報については、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの(情報公開法5条3号)に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

したがって、通し番号1-21の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

## 2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-21の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号1-22

## 第1 前提事実(各論)

通し番号1-22の文書(文書824)は、大蔵省が昭和37年12月13日付けで作成した「韓国によるだ捕漁船の問題について」と題する内部文書であり、財産・請求権問題における懸案事項の一つであった船舶引渡し問題について外務省及び大蔵省において検討した内容等が具体的に記録されている。

このうち不開示部分は、次の部分であり、いずれも韓国に拿捕された船舶の返還請求における具体的な問題について外務省及び大蔵省が検討した解決策等が具体的に記録されている。

① 2ページ(-2-)の10行目から19行目までの約7行分(以下「不開示部分①」という。)

② 4ページ(-4-)下から約6行分(以下「不開示部分②」という。)

(乙A192)

## 第2 当事者の主張の要旨

### 1 被告の主張の要旨

通し番号1-22の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実(各論)のとおりであり、現在、北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続しており、その中には過去に拿捕された漁船についての請求権の問題も含まれ得る中で、当該情報中の当該請求権の処理に当たっての選択肢を明らかにすれば、当時の我が国の請求金額に関する試算等が露見し、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされ、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府

の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

## 2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

## 第3 当裁判所の判断

### 1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

#### (1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 証拠（乙A192）によれば、通し番号1-22の文書の不開示部分の前後の記載は、下記のとおりであると認められる。

記

#### 2 主計局意見

外務省提案のように、拿捕漁船に関する国民の請求権を放棄することには、次のような理由から賛成できない。

(1) 日本から今回韓国に対して提供されることとなる有償、無償の多額の金銭の供与は、韓国独立慶祝のため■■■不開示部分①■■■実質的には解決済みに対する確認という性質を有するに止まるものである。

日本は支払う側である。支払う側が何らかの権利を放棄するというようなことは不合理である。支払うものは支払うが、徴るべきものは徴るといった判然とした態度でなければ国民は納得しないであろう。

(中略)

(4) 日韓協定で、日本国が国民の財産権たる拿捕漁船に関する請求権を

放棄する旨を規定するときは、当然補償問題を招来するであろう。

■■■不開示部分②■■■

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-22の文書の不開示部分に記載されている情報は、昭和37年当時、日本政府部内で検討された漁業問題及び船舶問題の解決策として韓国側請求権と日本側請求権とを相互に放棄させるとの試案につき、大蔵省が拿捕漁船に対する日本国民の請求権を放棄することに反対する具体的理由であると推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号1-22の文書の不開示部分に記載されている情報は、昭和37年当時、日本政府部内で検討された漁業問題及び船舶問題の解決策等に関する具体的見解であり、本件全証拠によっても、これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと、日朝国交正常化交渉において漁業問題及び船舶問題が取り上げられる余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は類型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が上記各問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないといえないから、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ したがって、通し番号1-22の文書の不開示部分に記載されている情報は、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、通し番号1-22の文書の不開示部分に記載されている上記情報を情報公開法5条3号の不開示

情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず、本件全証拠によっても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号1-22の文書の不開示部分に記載されている情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-22の文書の不開示部分に記載されている情報に係る部分は、適法である。

(別紙5) 通し番号1-23

## 第1 前提事実(各論)

通し番号1-23の文書(文書830)は、外務省北東アジア課が作成した昭和38年7月11日付け「日韓漁業問題の解決策について」と題する内部文書であり、日本と韓国で争点となっていた領海の範囲について外務省内部で検討した内容等が具体的に記録されている。

このうち不開示部分は、5ページ(-5-)の約4行分であり、韓国側の領海についての考え方について外務省が予測したものが具体的に記録されている。

(乙A193)

## 第2 当事者の主張の要旨

### 1 被告の主張の要旨

通し番号1-23の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実(各論)のとおりであり、領海の範囲に関する問題が現在も北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続していることから、これを公にすることにより、領海問題に関し当時の外務省案として提案された協定内容や韓国側の領海についての考え方について外務省が予測したものが明らかになり、北朝鮮が上記予測を前提として我が国との交渉に臨むことができること、仮に、原告らが主張するように、当該文書と全く同一の文書が韓国政府によって既に開示したものであったとしても、我が国が現在国交正常化交渉を行っている北朝鮮からすれば、同じ情報を開示した国が交渉当事者の我が国であるか、当事者ではない韓国であるかは大きな差異があることに照らすと、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(情報公開法5条3号)。

### 2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性



格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過、韓国において日韓会談文書が全面公開されていることを考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

##### (1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 証拠(乙A193)によれば、通し番号1-23の文書の不開示部分の前後の記載は、下記のとおりであると認められる。

#### 記

日本側にとっては、漁業協定の内容として2つの点を確保しなければならない。まず、第一段階として国際法上の原則論の立場から専管水域は12海里に限られることであり、次に第二段階として専管水域の外側においては日韓平等の立場を確保することと共同規制を行う場合も日本側利益保護のためこれをできるだけ少なくすることである。

韓国側は沿岸漁民の利益保護を主張し、専管水域を12海里とすることを認める場合でもその外側においてできるだけ広く実質的に韓国側の水域を確保するよう努めるであろうし、その場合、まず12海里に同意した上で、外側を交渉するというよりも、12海里を認める過程において、これをかけひきの材料として外側の水域に関し、日本側より譲歩を得ようと試みるであろう。

したがって、日本側としては、最終的に譲り得る漁業協定の内容を想定し、それに至る段階でいかなる譲歩をいつ行うかによりいかにして専管水域とその外側の共同規制を含めて全体としての韓国側の歩み寄りを確保す

るかを考えなければならない。

日本側の最終的な協定内容として考えられる要素は次のとおりである。

- (1) 12海里の専管水域の基線は、直線基線を使用する。1958年の領海に関するジュネーブ条約は、沿岸線が深く入り込み、かつ、切り込んでおり、又は沿岸の至近の水域内に一連の島がある場所において、沿岸の一般方向から離れない形で直線基線を引くことができると規定しており、実際の例としては、英国との紛争において国際司法裁判所により合法と判決されたノルウェーの直線基線には最長44.3海里のものがある。ここで朝鮮半島の場合、直線基線が適用になる地形としては、半島の西岸と南岸であるが、海岸線の方にできるだけ密接に沿った形でこれを引いた場合、最長27海里程度で済州島は本土と別個に扱われることとなる。■■■不開示部分■■■12海里を認めた上でも韓国側は直線基線をできるだけ長く引いて専管水域を外に出すように努めるであろうから、直線基線の引き方自体が大きな争点となろうが、他方、12海里外で韓国側が局部的に沿岸漁民の利益保護のため韓国側の優先権を主張することに固執する場合、基線の引き方で譲歩することにより、韓国側の要求を部分的に満足せしめることのできる場合もあり得る。したがって、からい直線基線はともかくとして、日本側の認め得る最大限の基線を使用することの提案は交渉の最終段階における12海里の外側の問題処理に際しかけひきに使うべきものと考えられる。

- イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-23の文書の不開示部分に記録されている情報は、昭和38年当時、漁業問題の解決策としての漁業協定の内容として12海里の専管水域の基線に直線基線を使用することに関し、外務省が予測した韓国側の領海についての考え方であると推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号1-23の文書の不開示部分に記載されている情報は、漁業問題の解決策としての漁業協定の内容について外務省が予測した韓国側の考え方であり、日本側にとって極めて不利な内容を想定していた可能性があるから、本件全証拠によっても、これが韓国側に提示されたことや他の行政文書の一部開示により既に公にされていることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと、日朝国交正常化交渉において漁業問題が取り上げられる余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は類型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が漁業問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ したがって、通し番号1-23の文書の不開示部分に記載されている情報は、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、通し番号1-23の文書の不開示部分に記載されている上記情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず、本件全証拠によっても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号1-23の文書の不開示部分に記載されている情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

## 2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-23の文書の不開示部分に記載されている情報に係る部分は、適法である。

(別紙5) 通し番号1-24

## 第1 前提事実(各論)

通し番号1-24の文書(文書833)は、外務省北東アジア課が作成した昭和38年7月24日付け「外相会談における日本側発言内容(漁業関係)(第1次案)」と題する内部文書等であり、日本と韓国で争点となっていた領海の範囲について外務省内で検討した内容等が具体的に記録されている。

このうち不開示部分は、次の部分であり、いずれも日韓間において経済協力の一環として検討されていた漁業協力の問題について外務省内部で検討した内容等が具体的に記録されている。

- ① 4ページ(-4-)右葉約7行分(以下「不開示部分①」という。)
- ② 5ページ(-5-)の右葉下から約8行から6ページ(-5-)に「次ページ不開示」と記載された当該ページ部分)左葉2行目までの約10行分(以下「不開示部分②」という。)
- ③ 23ページ(-22-)の右葉7行目から13行目までの約7行分(以下「不開示部分③」という。)

(乙A194)

## 第2 当事者の主張の要旨

### 1 被告の主張の要旨

通し番号1-24の文書の不開示部分に記載された各情報は、前提事実(各論)のとおりであり、現在、北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中でこれを公にすれば、当時の我が国の請求金額に関する試算等が露見し、財産請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされ、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、また、我が国が検討していた韓国側への漁業協力の具体的な内容が明らかになれば、北朝鮮は、それを前提としてより有利な協力を引き出すべく交渉に臨むことが

でき、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

## 2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

## 第3 当裁判所の判断

### 1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 証拠（乙A194）によれば、次の事実が認められる。

(ア) 不開示部分①及び不開示部分②

通し番号1-24の文書の不開示部分①及び不開示部分②は、昭和38年7月24日付け「外相会談における日本側発言内容（漁業関係）（第一次案）」と題する文書中にあり、その前後の記載は、下記のとおりであると認められる。

記

### 5 漁業協力の問題

(イ) 基本方針

漁業協力も経済協力の一環であり、特に、昨年末、巨額の無償・有償の対韓経済協力（通常の民間信用供与を含む）を供与することを約したのであるから、既に合意を見たものの枠外として漁業協力につき新たな供与を約することはできない。■■■不開示部分①■■

■■■  
(ロ) 通常の民間信用供与に関する何らかの約束

(韓国側は、漁民、漁業関係者等に対するPRのためからも、漁業関係の通常の民間信用供与の総額につき何らかの約束を取り付けたいと強く希望している。)かかる民間信用供与の性格上、予め政府間で総額を決めることは筋道に合わないので応じ得ない。しかし、もし韓国側が国内対策上漁業協力の内容につきできるだけ具体的に説明する必要があるならば、「日本側より、漁船等の対韓輸出許可に関しては韓国側の要望にできる限り沿うよう考慮する用意がある旨の言明を受けており、これらの総額は相当額に上るものと十分期待し得る」と言われても差し支えない。(話し合いの進み具合によっては、「漁業協力についても、一般の経済協力と同様、ケース・バイ・ケースに判断し適当と認められるものについては、これが供与を日本政府として関係法令の範囲内で容易にし、かつ促進する用意がある」との趣旨を書き物で提示することまでは約束して差し支えない。■■■不開示部分②■■■

(イ) 不開示部分③

通し番号1-24の文書の不開示部分③は、昭和38年7月29日付け「第2回外相会談における日本側発言要旨(漁業関係)」と題する文書中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

C 漁業協力の問題

(中略)

2 通常の民間信用供与に関する何らかの約束

(中略)

(2) (韓国側は、本件借款の総額について明示的な約束を得たいと

執拗に要請すると思われるところ、漁業協定の話し合いが進展し、本件が解決すれば漁業問題全体の妥結が可能であると判断された場合には、次のとおり応酬されたい)

■■■不開示部分③■■■ただし、本件に踏み切るためには、韓国側が、船舶問題に関するこれまでの要求を撤回し、昨年末以来の日本側提案（一般的請求権問題の解決と同時に船舶問題も最終的に解決されたことを日韓双方で確認する方式）に明示的に同意されることが先決である。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-24の文書の不開示部分に記載されている情報は、外務省内部が漁業協力の問題について経済協力の一環として検討した具体的内容等であると推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号1-24の文書の不開示部分に記載されている情報は、日本政府部内で漁業問題と関連して検討された経済協力に関する具体的内容であり、本件全証拠によっても、これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと、日朝国交正常化交渉で経済協力問題が協議の対象とされる以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は類型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が経済協力に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ したがって、通し番号1-24の文書の不開示部分に記載されている情報は、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるものであると推認することができる。



以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、通し番号1-24の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず、本件全証拠によっても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号1-24の文書の不開示部分に記録されている情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-24の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、適法である。

(別紙5) 通し番号1-25

## 第1 前提事実 (各論)

1 通し番号1-25の文書(文書968)は、外務省北東アジア課が作成した「池田総理、朴正熙議長会談要旨」と題する内部文書であり、1ページ(-1-)から9ページ(-9-)までの文書と10ページ(-10-)から17ページ(-17-)までの文書は同一内容であり、いずれも、昭和36年11月12日に開催された池田総理と朴正熙議長との間の会談内容が具体的に記録されている。

2 通し番号1-25の文書のうち不開示部分は、次の部分であり、いずれも、昭和36年11月12日に開催された池田総理と朴正熙議長との間の会談において、池田総理が財産・請求権問題に関する我が国の見解を述べた発言内容が具体的に記録されている。

① 3ページ(-3-)下から約5行目から4ページ(-4-)3行目までの約8行分及び12ページ(-12-)4行目からの約8行分

② 5ページ(-5-)2行目から4行目までの約3行分及び14ページ(-14-)2行目からの約3行分

(乙A195)

## 第2 当事者の主張の要旨

### 1 被告の主張の要旨

通し番号1-25の文書の不開示部分に記載された各情報は、前提事実(各論)のとおりであり、現在、北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中でこれを公にすれば、当時の我が国の請求金額に関する試算等が露見し、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされ、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、また、日韓国交正常化交渉に際して我が国が韓国側に述べた請求権問題解決への見解

や方針が明らかにされれば、それが実現したものか、実現しなかったものかにかかわらず、日朝国交正常化交渉において、北朝鮮は、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことができ、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

## 2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。

通し番号1-25の文書の不開示部分に記録されている情報は、日韓首脳間での会談内容であり、韓国側を通じて公となり得る情報で「手の内」とはいえないし、日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

## 第3 当裁判所の判断

### 1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 末尾記載の証拠によれば、次の事実が認められる。

(ア) 通し番号1-25の文書の不開示部分の前後の記載は、下記のとおりである（乙A195）。

#### 記

2. 次いで、請求権問題に関し、朴議長より、請求権としての大体の枠を決めて欲しいと述べたのに対し、池田総理より、請求権問題は、Vesting Decreeの効力発生時期（日本側は軍令33号の効力は1945

年12月6日以後について認めると主張している。)や地域的範囲の問題(日本側は属地主義に則るものであると主張している。),さらには,いわゆる米国解釈によるある種の相殺観念(日本側では「考慮せるべし」との米側見解が尊重さるべしと主張している。)など種々複雑な問題がある事情を説明(朴議長はこれらの問題をあまりよく承知していない印象であった。)したところ,朴議長は,要するに法律上の根拠のあるものを認めてくれというのであると述べた。■■■不開示部分①■■■

結局,今後請求権委員会において早急に事務的検討を行うことに意見の一致をみた(中略)

3. ついで,経済協力の問題に入り,池田総理より,■■■不開示部分②■■■日本としては,無償援助は面白くないからこれを避けて,長期低利の経済援助を考慮しようと思っていると述べた。これに対し,朴議長は,韓国側としてもdignityの問題があるので無償援助は考えておらず,長期低利の経済援助で結構であると答えた上,消費財でなく資本財を希望すると付言した。池田総理は,資本財がよかろう,消費財は国内生産するのがよい方法だと述べた。

(4) 本件各文書の一部開示部分

- a 通し番号1-69の文書には,池田総理・朴議長会談の記録を引用した部分があるところ(乙A108[-97-以下]),通し番号1-25の文書の不開示部分に相当する部分は,要旨下記のとおり記録されている(乙A108)。

記

- 2 ついで,請求権問題に関し,朴議長より,請求権としての大体の枠を決めて欲しいと述べたのに対し,池田総理より,請求権問題は,Vesting Decreeの効力発生時期(日本側は,軍令33号の効力は1

945年12月6日以後について認めると主張している。)や地域的範囲の問題(日本側は、属地主義に則るものであると主張している。),さらには、いわゆる米国解釈によるある種の相殺観念(日本側は「考慮さるべし」との米側見解が尊重さるべしと主張している。)など種々複雑な問題がある事情を説明(朴議長はこれらの問題をあまりよく承知していない印象であった。)したところ、朴議長は、「要するに法律上の根拠のあるものを認めてくれというのである」と述べた。■■■不開示部分■■■朴議長は、「軍人軍属の遺家族についても考えて欲しい」と述べ、池田総理より「考慮しよう」と答えた。

結局、今後請求権委員会において早急に事務的検討を行うことに意見の一致をみた。

なお、朴議長が、「朝鮮から搬出された地金銀に対しても請求権がある」と述べたのに対しては、池田総理より、「それは朝鮮銀行の業務として普通の売買を行ったものであるから根拠がない」と説明した。(なお、大阪にある銀についても、日本側としては、上述の法律論により請求根拠がないと考える旨説明した。)

また、池田総理が「請求権というどうしても相殺思想が出てくる」と述べたのに対し、朴議長は、「請求権といわないで何か適当な名義でも結構である」と答えた。

(なお、池田総理より、「請求権問題の解決は、漁業問題の同時解決を前提とするものである」ことを特に念を押しておいた。)

3. 次いで、経済協力の問題に入り、池田総理より、「日本側が請求権として支払うものだけではいずれにせよ韓国の経済復興には不十分だと思う。そこで、日本としては、無償援助は面白くないからこれを避けて、長期低利の経済援助を考慮しようと思っている」と述

べた。これに対し、朴議長は、「韓国側としてもdignityの問題があるので無償援助は考えておらず、長期低利の経済援助で結構である」と答えた上、「消費財でなく資本財を希望する」と付言した。池田総理は、「資本財がよかろう、消費財は国内生産するのがよい方法だ」と述べた。

- b. 通し番号1-18の文書には、池田総理・朴議長会談の概要が下記のとおり記録されている（乙A188[-37-]）。

#### 記

- (i) 朴議長が、請求権の大体の枠を決めて欲しいと述べたのに対し、池田総理より、請求権問題は、Vesting Decreeの効力発生時期や地域的範囲の問題、更に、平和条約4条に関する「米国解釈」など種々複雑な問題があることを説明したところ、朴議長は、要するに法律上の根拠があるものを認めてくれというのであると述べた。そこで、池田総理より、個人の請求権については日本人並みに取り扱うという原則をもって支払う用意があると述べ、結局、請求権委員会における事務的検討を急ぐことに意見の一致をみた。（なお、その際、朴議長は、請求権といわないで何か別の名義がないものかとの趣旨を付言したが、後日、韓国側は、この朴議長の発言をもって、「請求権」という名目を避けつつ本問題を解決してはどうかとの意思表示であったと説明した。）

- (ii) 次いで、経済協力の問題に関し、（以下略）

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-25の文書の不開示部分に記録されている情報は、次のとおりであると推認することができる。

#### (7) 不開示部分①

⑦通し番号1-18の文書で開示されている上記ア(イ) bで認定した

「個人の請求権については日本人並みに取り扱うという原則をもって支払う用意がある」との文言と同趣旨のもの及び④の通し番号1-69の文書で開示されている上記ア(イ)aで認定した「朴議長は、「軍人軍属の遺家族についても考えて欲しい」と述べ、池田総理より「考慮しよう」と答えた。」との文言

(イ) 不開示部分②

通し番号1-69の文書で開示されている上記ア(イ)aで認定した「日本側が請求権として支払うものだけではいずれにせよ韓国の経済復興には不十分だと思う。そこで、」との文言

ウ そうであるとすれば、通し番号1-25の文書の不開示部分に記録されている情報は、他の行政文書の一部開示により既に公にされているもの又はこれと同趣旨のものであるから、上記情報に関連する事項が日朝国交正常化交渉で協議の対象となり得るものであったとしても、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は典型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

エ 以上によれば、通し番号1-25の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、一般的又は典型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（そして、仮に当該情報が一般的又は典型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても、以上の事実関係の下では、当該情報を同条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は、当該情報を公にすれば、北朝鮮と交渉するに当たり、我が国に不利

に利用されるなどのおそれがあるとした点で、重要な事実の基礎を欠いているから、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。)

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

したがって、通し番号1-25の文書の不開示部分に記載されている上記情報については、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

2. 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-25の文書の不開示部分に記載されている情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ない。



(別紙5) 通し番号1-26

第1. 前提事実 (各論)

1 通し番号1-26の文書(文書971)は、次の文書等によって構成されており、日韓国交正常化交渉に関する問題についての政府部内での検討の経過等が記録されている。

- (1) 外務省条約局法規課が作成した昭和36年11月6日付け「日韓請求権問題に関するメモ」と題する文書
- (2) 外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和36年11月6日付け「日韓請求権問題解決要綱に関する件」と題する文書
- (3) 外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和36年11月7日付け「日韓請求権問題解決要綱に関する件」と題する文書(1枚目左上部の「次官」欄にサインらしきものがあるもの)
- (4) 外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和36年11月7日付け「日韓請求権問題解決要綱に関する件」と題する文書(上記(3)を清書したもの)
- (5) 外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和36年11月13日付け「池田、朴会談後の事態における日韓会談の進め方(伊関局長指示事項)」と題する文書
- (6) 川島大臣臨時代理が発した昭和36年11月14日付け「池田総理、朴議長会談要旨通報の件」と題する電信文

2 通し番号1-26の文書のうち不開示部分は、次のとおりである。

- ① 3ページ(-3-) 8行目から14行目までの約6行分(以下「不開示部分①」という。)

これは、平和条約第4条との関係において大韓民国政府が北朝鮮地域の請求権を代表し得るかについて具体的に検討した内容が記録されている。

- ② 8ページ(-8-)の最終行から9ページ(-9-) 8行目までの約9行

分（以下「不開示部分②」という。）

これは、日韓請求権問題の解決策として提示された経済協力費等の具体的な金額が記録されている。

- ③ 10ページ（-10-）2行目、4行目及び6行目から8行目までの約3行分（以下「不開示部分③」という。）

これは、日韓請求権問題の解決策として提示された経済協力費等の具体的な金額が記録されている。

- ④ 12ページ（-12-）1行目、8行目、9行目、11行目及び枠外の5か所（以下「不開示部分④」という。）

これは、日韓請求権問題の解決策として提示された経済協力費等の具体的な金額が記録されている。

- ⑤ 13ページ（-13-）下から3行目から2行目までの6文字分及び最終行の約1行分（以下「不開示部分⑤」という。）

これは、日韓請求権問題の解決策として提示された経済協力費等の具体的な金額が記録されている。

- ⑥ 17ページ（-17-）3行目から9行目までの約7行分（以下「不開示部分⑥」という。）

これは、日韓請求権問題の解決策として提示された経済協力費等の具体的な金額が記録されている。

- ⑦ 18ページ（-18-）2行目の約1行分、3行目から5行目までの約2行分、6行目から10行目までの約5行分及び19ページ（-19-）1行目の約6文字分（以下「不開示部分⑦」という。）

これは、日韓請求権問題の解決策として提示された経済協力費等の具体的な金額が記録されている。

- ⑧ 19ページ（-19-）9行目の約7文字分（以下「不開示部分⑧」という。）

これは、日韓請求権問題の解決策として提示された経済協力費等の具体的な金額が記録されている。

- ⑨ 23ページ（-23-）1行目から9行目までの約8行分（以下「不開示部分⑨」という。）

これは、日韓請求権問題の解決策として提示された経済協力費等の具体的な金額が記録されている。

- ⑩ 24ページ（-24-）3行目から最終行までの約8行分（以下「不開示部分⑩」という。）

これは、日韓請求権問題の解決策として提示された経済協力費等の具体的な金額が記録されている。

- ⑪ 25ページ（-25-）3行目から4行目までの約1行分（以下「不開示部分⑪」という。）

これは、日韓請求権問題の解決策として提示された経済協力費等の具体的な金額が記録されている。

- ⑫ 26ページ（-26-）2行目の5文字分（以下「不開示部分⑫」という。）

これは、日韓請求権問題の解決策として提示された経済協力費等の具体的な金額が記録されている。

- ⑬ 46ページ（-46-）1行目から2行目までの約1行分（以下「不開示部分⑬」という。）

これは、日韓請求権問題の解決策として提示された具体的な提案内容が記録されている。

- ⑭ 46ページ（-46-）最終行から47ページ（-47-）3行目までの約4行分（以下「不開示部分⑭」という。）

これは、日韓請求権問題の解決策として提示された具体的な提案内容が記録されている。

⑮ 49ページ（－49－）6行目から8行目までの約1行分（以下「不開示部分⑮」という。）

これは、日韓請求権問題の解決策として提示された具体的な提案内容が記録されている。

⑯ 53ページ（－53－）14行目から16行目までの約2行分及び18行目から20行目までの約2行分（以下「不開示部分⑯」という。）

これは、日韓請求権問題の解決策として提示された具体的な提案内容が記録されている。

(乙A196)

## 第2 当事者の主張の要旨

### 1 被告の主張の要旨

通し番号1－26の文書の不開示部分に記載された各情報は、いずれも日韓国交正常化交渉における財産・請求権問題に関する請求金額の試算等について検討した経過等を具体的に記載したものであり、現在、北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中でこれを公にすれば、当時の我が国の請求金額に関する試算等が露見し、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされ、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、また、日韓国交正常化交渉に際して我が国が検討した経済協力の金額及び請求権の金額の組合せが明らかになれば、日朝国交正常化交渉において、北朝鮮は、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことができ、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

### 2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性

格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記載されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

##### (1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 末尾記載の証拠によれば、次の事実が認められる。

(7) 通し番号1-26の文書の不開示部分の前後の記載は、次のとおりである(乙A196)。

##### a 不開示部分①

不開示部分①は、前提事実(各論)1(1)の文書中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

#### 記

#### 2 平和条約4条(a)項と同条(b)項の関係

4条(a)項は、2条地域にある財産及び請求権の処理を日本国と「現にこれらの地域の施設を行っている当局」との間の特別取極の主題とする旨規定しており、朝鮮の場合、北鮮部分については北鮮当局、南鮮部分については大韓民国政府とかかる取極を行う義務があるのではないかとの疑問が生ずる。■■■不開示部分①■■■

(ただし、このことは大韓民国政府が北鮮地域の請求権についても朝鮮を代表し得ることを意味するわけではない。4条(a)項の「現に施政を行っている当局」という字句から見れば、大韓民国は現に施政を行っている地域たる南鮮部分の請求権についてのみしか取極を行い得ないと解すべきである。(以下略)

b 不開示部分②，不開示部分③，不開示部分④，不開示部分⑤

不開示部分②，不開示部分③，不開示部分④，不開示部分⑤（以下、単に「不開示部分②～⑤」という。）は、前提事実（各論）1(2)の文書中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

#### 記

日韓会談の諸懸案中請求権問題は、韓国側が特に重視しておる関係上朴正熙最高会議議長来日の機会に、先方は必ずこの問題を取り上げるものと考えられるのでおおむね下記の方針により対処することと致したい。

(1) 先に来日した韓国金裕沢経済企画院長は、先方の要求する線として8億ドルを主張したが、最近においては、5億ドルくらいを考えておるのではないかとの情報がある。

他方、我が国戦後の賠償の側に徴すれば、ヴェトナムを除いては、ビルマに対する2億ドルが最低であり、しかも現にこれの増額が問題になっておる。

したがって、日韓請求権問題の解決に当たっては、両国間の過去、現在の特殊かつ密接な関係に照らし、■■■不開示部分②■■■

(2) (イ) 請求権の処理については、その基礎となる各項目の数字、金額等につき、いまだ事務的検討を終わっておらないので、明確な結論を出し得る段階にいたっておらないわけであるが、大体■■■不開示部分③■■■程度の金額を妥当なりと考える。

ただし、事務的検討の結果■■■不開示部分③■■■が■■■  
■■■不開示部分③■■■

(ロ) 上記請求権の処理に加え、いわゆる経済協力として対インド円借款とほぼ同要件にて■■■不開示部分③■■■を借与す

る。

現在、日韓貿易オープンアカウントには4572万ドルのいわゆる焦げ付きがあるが、インドネシアのごとくこれを帳消しにするか、あるいはこれを支払わせるかにより、請求権として（あるいは〇億援助として）支払う金額を増減し得る。

（裁判所注：上記の乙A196の-11-と以下の-12-及び-13-とに重複する内容が記載されているが、そのまま認定する。）

（-12-）

■■■不開示部分④■■■の借款を供与する。

3 なお、現在日韓オープンアカウントには4572ドル余のいわゆる焦付債権が【あるが、これを支払う旨返済する旨韓国側が確約すれば、わが方が請求権として（あるいは■■■不開示部分④■■■無償援助として）支払う金額は■■■不開示部分④■■■としても実質的には■■■不開示部分④■■■し、他方、この焦付債権をインドネシアのごとく帳消しにすれば、わが方の支払う金額は相対的に減少することになる。】（裁判所注：【 】内は見え消し部分）あり、これは韓国側にて返済する意図はないものと認められるが、韓国側が国内関係で請求権の金額の増加を望むならば韓国側としてこの返済を確約せしめた上で、請求権の金額を■■■不開示部分④■■■増額する案も一つの考えであろう。

（-13-）

5千万ドル）の借款を供与する。

3 なお、現在日韓オープンアカウントには4572万ドル余のいわゆる焦付債権があるが、この処理方法としては次の2案

が考え得る。

(イ) 焦付債権 4 5 7 2 万ドルはインドネシアの場合のごとく帳消しにする。

(ロ) 焦付債権 4 5 7 2 万ドルは韓国側に支払わしめることとし、その代わりわが方が請求権として（あるいは■■■不開示部分⑤■■■無償援助として）支払う金額に■■■不開示部分⑤■■■ 4 5 7 2 万ドルを加える。

c. 不開示部分⑥、不開示部分⑦、不開示部分⑧

不開示部分⑥、不開示部分⑦、不開示部分⑧（以下、単に「不開示部分⑥～⑧」という。）は、前提事実（各論）1(3)の文書中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

#### 記

日韓会談の諸懸案中、請求権問題は、韓国側が特に重視しておる関係上朴正熙最高会議議長来日の機会に、先方は必ずこの問題を取り上げるものと考えられるので、おおむね下記の方針により対処することと致したい。

1 先に来日した金裕澤経済企画院長は、先方の要求する線として 8 億ドルを主張したが、韓国側は最近においては 5 億ドルくらいを考えているのではないかとの情報がある。

他方、我が国戦後の賠償の側に徴すれば、ヴェトナムを除いては、ビルマに対する 2 億ドルが最低であり、しかも現にこれの増額が問題になっている。

したがって、日韓請求権問題の解決に当たっては、両国間の過去、現在の特殊かつ密接な関係に照らし、■■■不開示部分⑥■■■

2(1) 請求権の処理については、その基礎となる各項目の数字、



金額等につき、いまだ事務的検討を終わっていないので、明確な結論を出し得る段階にいたっていないわけであるが、■■■不開示部分⑦■■■。

■■■不開示部分⑦■■■

(2) 上記請求権の処理に加え、いわゆる経済協力として、対インド円借款とほぼ同条件において■■■不開示部分⑦■■■の借款を供与する。

3 なお、現在日韓オープンアカウントには4572ドル余のいわゆる焦付債権があり、これは韓国側としては返済する意図はないものと認められるが、韓国側が国内関係で請求権（無償経済援助を含む。）の金額の増加を望むならば、韓国側をしてこれの返済を確約せしめた上で、いわゆる請求権の金額を■■■不開示部分⑧■■■増額することも一つの考えであろう。

4 請求権問題の解決は漁業問題の同時解決を当然の前提とするものである。

5 請求権問題につき、今次会談において何らかの合意を見た場合には、その内容が外部に絶対に漏れないよう双方において厳重に注意すること。

d 不開示部分⑨、不開示部分⑩、不開示部分⑪

不開示部分⑨、不開示部分⑩、不開示部分⑪及び不開示部分⑫（以下、単に「不開示部分⑨～⑫」という。）は、前提事実（各論）1(4)の文書中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

#### 記

日韓会談の諸懸案中、請求権問題は、韓国側が特に重視している関係上、朴正熙最高会議議長の来日の機会に、先方は必ずこの問題を取り上げるものと考えられるので、おおむね下記の方針により対

処することといたしたい。

- 1 先に来日した金裕澤経済企画院長は、先方の要求する線として8億ドルを主張したが、韓国側は最近においては5億ドルくらいを考えているのではないかとの情報がある。

他方、我が国戦後の賠償の側に徴すれば、ヴェトナムを除いては、ビルマに対する2億ドルが最低であり、しかも現にこれの増額が問題になっている。

したがって、日韓請求権問題の解決に当たっては、両国間の過去、現在の特殊かつ密接な関係に照らし、■■■不開示部分⑨■■■

- 2 (1) 請求権の処理については、その基礎となる各項目の数字、金額等につき、いまだ事務的検討を終わっていないので、明確な結論を出し得る段階にいたっていないわけであるが、■■■不開示部分⑩■■■。

■■■不開示部分⑩■■■

- (2) 上記請求権の処理に加え、いわゆる経済協力として対インド円借款とほぼ同条件において■■■不開示部分⑪■■■の借款を供与する。

- 3 なお、現在日韓オープンアカウントには4572ドル余のいわゆる焦付債権があり、これは韓国側としては返済する意図はないものと認められるが、韓国側が国内関係で請求権（無償経済援助を含む。）の金額の増加を望むならば、韓国側をしてこれの返済を確約せしめた上で、いわゆる請求権の金額を■■■不開示部分⑫■■■増額することも一つの考えであろう。

- 4 請求権問題の解決は漁業問題の同時解決を当然の前提とするものである。

5 請求権問題につき、今次会談において何らかの合意をみた場合には、その内容が外部に絶対に漏れないよう双方において厳重に注意すること。

e 不開示部分⑬，不開示部分⑭，不開示部分⑮

不開示部分⑬，不開示部分⑭，不開示部分⑮（以下「不開示部分⑬～⑮」という。）は、前提事実（各論）1(5)の文書中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

#### 記

1 池田、朴会談の概要につき、伊関局長より次のような説明があった。

(イ) 会談後、池田総理は大変機嫌良く「99%成功だ」といっておられた。話し合いは、大体わが方で考えていたとおりに進み、請求権は少額たらざるを得ず、かつ、決定までに時間がかかり、■ ■ ■不開示部分⑮ ■ ■ ■ということで、大体意見が一致したようである。（中略）

(ロ) 請求権の話では池田総理の説明に対し、朴議長は恩給のような個人請求権は認めて欲しいと述べ、■ ■ ■不開示部分⑭ ■ ■ ■

(ハ) 朴議長は、金の持ち出しの問題にふれたが、池田総理が、それは朝鮮銀行の業務として対価を持ったものだと言明したら、それ以上何も述べなかった。

(ニ) （中略）

2 会談の今後の進め方について、伊関局長より次のような指示があった。

(イ) 請求権委員会はどんどん進めて欲しい。国会に対する説明上、個人請求権以外のものについても先方の説明を詳しく聞き、国会に対しては、韓国側にもいろいろ言い分があつて議論を重ねた■

■■■不開示部分⑮■■■と説明できるようにする必要がある。

(p) (以下略)

f 不開示部分⑯

不開示部分⑯は、前提事実（各論）1(6)の文書中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

#### 記

- (1) 請求権問題に関し、大体の枠を決めて欲しいとの朴議長の希望に対し、総理より、請求権問題は、在韓日本財産を米側に帰属せしめたVesting Decreeの効力の発生時期や地域的範囲の問題、及び、平和条約4条に関するいわゆる「米国解釈」によるある種の相殺観念など種々複雑な問題がある事情を説明したところ、朴議長は、要するに法律上の根拠のあるものを認めてくれというのであると答えた。そこで、■■■不開示部分⑯■■■今後請求権委員会における事務的検討を急ぐことに意見の一致をみた（中略）
- (2) 次いで、経済協力の問題に関し、総理より、■■■不開示部分⑯■■■そこで日本としては無償援助は面白くないからこれを避け、長期低利の経済援助を考慮しようと思っていると述べた。

(i) 本件各文書の一部開示部分

本件各文書の一部開示部分には、次のとおり通し番号1-26の文書の不開示部分に関連する記録部分がある。

a 不開示部分⑰関係

通し番号1-251の文書には、前提事実（各論）1(1)の文書が引用されているところ（乙A82[-30-以下]参照）、不開示部分⑰に相当する部分は、要旨下記のとおりである。

#### 記

2 平和条約4条(a)項と同条(b)項の関係

(中略) 疑問が生ずる。しかし、後記3. に述べるとおり、平和条約21条の受益国としての朝鮮として4条を援用し得るのは、国連決議により認められた合法政府により代表される大韓民国に限られており、北鮮当局は4条を含む平和条約のいかなる規定からも受益を主張し得る立場にない。(ただし、このことは(以下略))

b 不開示部分②から不開示部分⑫まで関係

(a) 通し番号1-140の文書は、前提事実(各論)1(4)の文書と同一のものであるところ、通し番号1-140の文書の一部開示部分の内容は、(別紙5)通し番号1-140の「第3 当裁判所の判断」の1(1)ア(7)で認定したとおりである。

(b) 通し番号1-69の文書の一部開示部分には、昭和37年1月16日付け「日韓会談の今後の進め方について」と題する文書が引用されているところ、これには、要旨下記のとおり記録されている(乙A108[-203-以下])。

記

5 なお、政治折衝に臨むに際してのわが方の肚積もりとしては、名称の如何を問わず先方に支払うもの1億ドル、長期低利の経済協力2億ドルの線から出発し、前者1.5億ドルないし2億ドル、後者2億ドルを最終線とするのが適当と思料される。

(c) また、通し番号1-69の文書の一部開示部分には、昭和37年2月7日付け「日韓請求権交渉の今後の進め方について」と題する文書も引用されているところ、これには、政治折衝において経済協力問題も含めた本件の全般的解決を図るための方策として、無償経済援助1億ドル及び長期低利の経済援助又は有償経済援助2億ドルを軸とする解決案が記録されている(乙A108[-211-以下])。

- (d) 通し番号 3-41 の文書の一部開示部分には、昭和 37 年 11 月 10 日付け「請求権の金額問題会談メモ」と題する文書があるところ、その内容は、下記のとおりである（乙 B 77）。

記

- 1 先日の会談の際、金部長から無償供与と長期低利の借款を合わせて 6 億ドルに近づけられたく、また、そのうち無償供与は（3 億 + アルファ）であるべき旨の希望が表明された。
- 2 当時私が米国筋より示唆された数字としての 3 億とか、日本側の考えとして 2 億ないし 2 億 5 0 0 0 万の数字に言及したとき、私は、借款の話は請求権問題処理とは切り離し、国交正常化後に経済協力として取り上ぐべき問題だとの見解であったので、右の数字は請求権問題解決のための無償供与のみを意味していた。
- 3 しかし、その後の池田・金会談の結果等も参考として種々研究した上に立って私は、無償供与と借款とを合わせて請求権問題を解決する方法に賛成する。
- 4 この新方式による場合も、日本側としては、金部長の希望のごとく双方合わせて 6 億などの巨額は全然問題にならず、まず両方あわせて 4 億見当が適当と思う。
- 5 この 4 億の内訳を無償供与と借款の間といかに分けるべきかについては、種々の考え方があろう。日本側の都合からいえば、半々にして 2 対 2 が適当と思うが、韓国側の立場も考え、無償 2.5 対借款 1.5 程度ではいかがであるか。
- 6 （次に韓国側の反響を見つつ）この 2.5 対 1.5 の上にオープンアカウントの焦付債権回収を見返りとして、無償 3 対借款 1.5 まで譲歩する余地がある。（この場合も、実質的な持ち出しは約 4 億にとどまる。）

7 この金額は、韓国の5カ年計画の外資期待分の半ばに及び、また、韓国の外資消化力からいっても十分な額と思う。

8 なお、この借款は韓国側が年々確実に入手し、計画的に使用し得るごとく、海外経済協力基金より韓国政府に対する直接借款とする。

そのほか、適当なプロジェクトがあれば、コマーシャルベースにより、輸銀より通常の延払クレジットの供与されることはもちろんである。

c 不開示部分⑬、不開示部分⑭及び不開示部分⑯関係

不開示部分⑬、不開示部分⑭及び不開示部分⑯は、上記(ア)のとおり、池田総理・朴議長の会談内容に関するものであるところ、池田総理・朴議長の会談内容については、通し番号1-69の文書には当該会談の記録を引用した部分が、通し番号1-18の文書には当該会談の概要を記録した部分が、それぞれ存在するところ、その内容は、別紙5(通し番号1-25)の「第3 当裁判所の判断」の1(1)ア(イ)で認定したとおりである。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-26の文書の不開示部分に記載されている情報は、次のとおりであると推認することができる。

(7) 不開示部分①

通し番号1-251の文書で開示されている上記ア(イ)aで認定した「しかし、後記3.に述べるとおり、平和条約21条の受益国としての朝鮮として4条を援用し得るのは、国連決議により認められた合法政府により代表される大韓民国に限られており、北鮮当局は4条を含む平和条約のいかなる規定からも受益を主張し得る立場にない。」との文言

(イ) 不開示部分②から不開示部分⑫まで(前提事実(各論)1(2)及び(3))

の文書は、実質的には同(4)の文書と同一であるから、不開示部分②から不開示部分⑫までも、次のとおり対応することとなるところ、その内容は、次のとおりである。そして、次に掲げる具体的金額については、上記ア(イ)で認定したとおり、他の行政文書の一部開示により、昭和37年1月以後に日本側が検討していた請求権問題の解決策としての無償供与・借款の具体的金額が既に公にされているところ、本件全証拠によっても、昭和36年11月当時に請求権の処理又は経済協力の具体的金額としてこれと異なる金額が検討されていたことをうかがわせる事情は認められないことに照らすと、少なくとも上記ア(イ)で認定した他の行政文書の一部開示により既に公にされている金額と著しく異なるものではないと推認することができる。)

a. 不開示部分②，不開示部分⑥，不開示部分⑨

通し番号1-140の文書で開示されている「究極的には、請求権の処理（無償経済援助を含む。）として■■■ドル，いわゆる経済協力として■■■ドル，計■■■ドル程度にて収束するのが妥当であろうと考えられるが，朴議長との会談においては，下記のラインにより大体■■■ドルくらいの数字を示すこととしたい。」との文言又はこれと同旨のもの

b. 不開示部分③，不開示部分④，不開示部分⑦，不開示部分⑩及び不開示部分⑪

通し番号1-140の文書で開示されている「適当な名目による無償贈与を含めて大体■■■■■■ドル程度の金額を妥当と考える。

（すなわち，事務的検討の結果，■■■■■■ドルが十分根拠ありと認められた場合はよいが，説明困難の場合にはその部分だけは無償援助を考えたい。）」との文言を含むこれと同趣旨のもの及び経済協力として供与する借款の具体的金額



c 不開示部分⑤, 不開示部分⑧, 不開示部分⑫

韓国側が国内関係で請求権の金額の増加を望む場合において韓国にその当時の日韓オープンアカウントに係る焦付債権の返済を確約させた上で増額しうる請求権の具体的金額等

(ウ) 不開示部分⑬

通し番号1-18の文書で開示されている請求権問題及び経済協力問題に関して池田総理と朴議長との間で合意された内容の概要

(エ) 不開示部分⑭

通し番号1-18の文書で開示されている「個人の請求権については日本人並みに取り扱うという原則をもって支払う用意がある」との文言若しくはこれと同様のもの(又はこれに加えて通し番号1-69の文書で開示されている「朴議長は、『軍人軍属の遺家族についても考えて欲しい』と述べ、池田総理より『考慮しよう』と答えた」との文言と同趣旨のもの)

(オ) 不開示部分⑮

伊関アジア局長が指示した国会対策上採るべき請求権委員会での審議の対応方針(これに対し、被告は、不開示部分⑮に記録されている情報が「日韓請求権問題の解決策として提示された具体的な提案内容」であり、当時の我が国の請求金額に関する試算等や財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が明らかにするものである旨主張するが、上記アで認定した不開示部分の前後の記載等に照らして、上記の程度を超えた内容が記録されていると認めるに足りる的確な証拠がないというべきであり、被告の上記主張は採用することができない。)

(カ) 不開示部分⑯

このうち、⑯前者は、通し番号1-18の文書で開示されている「個人の請求権については日本人並みに取り扱うという原則をもって支払う

用意がある」との文言と同趣旨のものであり、④後者は、通し番号1-69の文書で開示されている「日本側が請求権として支払うものだけではいずれにせよ韓国の経済復興には不十分だと思う。」との文言又はこれと同旨のもの

ウ そうであるとすれば、通し番号1-26の文書の不開示部分に記録されている情報が、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの(情報公開法5条3号)に当たるかどうかについては、次のとおり判断することができる。

(ア) 不開示部分①, 不開示部分⑬, 不開示部分⑭, 不開示部分⑯

不開示部分①, 不開示部分⑬, 不開示部分⑭, 不開示部分⑯に記録されている情報は、同時期に作成された他の行政文書の内容から既に公にされていると同視できるもの又は他の行政文書の一部開示により既に公にされているものであるから、仮に上記情報に関連する事項が日朝国交正常化交渉で協議の対象となり得るものであったとしても、当該文書の作成後における時の経過, 社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

(イ) 不開示部分②から不開示部分⑫まで

不開示部分②から不開示部分⑫までに記録されている情報のうち、上記イで指摘した通し番号1-140の文書の一部開示により既に公にされている部分については、上記(ア)と同様の理由から、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得る

ものとはいえないから、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

他方、その余の部分についても、日本政府部内で検討された請求権問題等の解決策としての請求権解決のための具体的支払額又は経済協力の具体的金額等であるが、他の行政文書の一部開示により既に公にされたものと同趣旨のものであるといえるから、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえず、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとは認められない。

(ウ) 不開示部分⑮

不開示部分⑮に記録されている情報は、日本政府部内で検討された日韓会談の対処方針とはいふことができて、請求権問題等の実質的内容を明らかにするものとはとはいえないから、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が請求権問題等に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとはとはいえず、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえない。

エ 以上によれば、通し番号1-26の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（そして、不開示部分⑮以外に係るものについては、仮に当該情報が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても、以上の事実関係の下では、当該情報を同号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は、当該情報を公にすれば、北朝鮮と交渉するに当たり、我が国に不利に利用されるなどのおそれがあると

した点で、重要な事実の基礎を欠いているから、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。)

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

したがって、通し番号1-26の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-26の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号1-27

## 第1 前提事実(各論)

- 1 通し番号1-27の文書(文書1037)は、外務省アジア局アジア二課が作成した昭和27年7月4日付け「日韓予備会議開催に関する件」と題する内部文書であり、日韓国交正常化交渉に関する問題について外務省内部で検討した内容や日韓国交正常化に際しての請求権問題解決の方途等が具体的に記録されている。
- 2 このうち、不開示理由1に係る不開示部分は、11ページ(-11-)末の約2行分であり、財産・請求権問題の解決策として提案された政府の見解等が具体的に記録されている。

(乙A93)

## 第2 当事者の主張の要旨

### 1 被告の主張の要旨

通し番号1-27の文書の不開示部分に記載されている情報は、前提事実(各論)のとおりであり、現在、北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中でこれを公にすれば、当時の我が国の請求金額に関する試算等が露見し、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされ、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮に有利な形で解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(情報公開法5条3号)。

### 2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性

格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記載されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

##### (1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 証拠(乙A93)によれば、通し番号1-27の文書の不開示部分の前後の記載は、下記のとおりであると認められる。

#### 記

##### 三 要領

(一) (イ) まず韓国側において従来慣行の確立している送還者を引き取り、スタチス・クオ・アンテを実現し、もって日本側関係方面の心証を改善することが事後の話し合いの前提なることを要求す。

(ロ) 韓国側が収容施設不足等に藉口しこれを拒否するときは少なくとも本件該当者の引取の原則を宣明せしめ「トークン」的に一部でも引き取らしめる(右は韓国側の面子を考慮し、公表せざる可とするも可。)

(二) (イ) 先方が従来どおり請求権問題に対するわが方の主張の撤回を会談全般の再開の要件とするときは、本件下打合せを中止する。

(ロ) 右よりやや譲歩した案としては、今般の会談中にかつてわが方が宣明した■■■不開示部分■■■旨の趣旨を再確認するにとどむることに同意せしめる。

(三) (以下略)

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-27の文書の不開示部分に記録されている情報は、昭和27年当時、日韓会談の再開をめぐり外務省内で検討された請求権問題の解決方策に関する具体的見解であると推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号1-27の文書の不開示部分に記録されている情報は、日本政府部内で検討された請求権問題の解決方策に関する具体的見解であるから、本件全証拠によっても、これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと、現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は類型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとはまではいえないから、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ したがって、通し番号1-27の文書の不開示部分に記録されている情報は、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、通し番号1-27の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず、本件全証拠によっても、他

に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号1-27の文書の不開示部分に記載されている情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-27の文書の不開示部分に記載されている情報に係る部分は、適法である。



(別紙5) 通し番号1-28

## 第1 前提事実(各論)

通し番号1-28の文書(文書1043)は、外務省アジア局アジア二課が作成した昭和27年11月1日付け「日韓国交調整処理方針」と題する内部文書であり、日韓国交正常化交渉に関する問題についての政府部内での検討の様子等が記録されている。

このうち不開示部分は、次の部分であり、いずれも、日韓国交正常化を図るため、両国間における最大の懸案事項の一つであった財産・請求権問題を解決するための方策を政府部内において検討した内容及び解決策としての提案された内容等や日韓国交正常化に際しての請求権問題解決の方途等が記録されている。

- ① 1ページ(-1-) 最終行から2ページ(-1-)に「次ページ不開示」と記載された当該ページ部分)までの約5行分(以下「不開示部分①」という。)
- ② 11ページ(-10-) 1行目から12ページ(-11-) 5行目までの約10行分(以下「不開示部分②」という。)
- ③ 16ページ(-15-) 2行目から4行目までの約3行分(以下「不開示部分③」という。)

(乙A197)

## 第2 当事者の主張の要旨

### 1 被告の主張の要旨

通し番号1-28の文書の不開示部分に記載された各情報は、前提事実(各論)のとおりであり、現在、北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中でこれを公にすれば、当時の我が国の請求金額に関する試算等が露見し、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされ、日本

政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、北朝鮮に有利な形で解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

## 2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

## 第3 当裁判所の判断

### 1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

#### (1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 末尾記載の証拠によれば、次の事実が認められる。

(ア) 通し番号1-28の文書の不開示部分の前後の記載は、下記のとおりである（乙A197）。

#### 記

日韓国交調整については、従来の韓国側よりの仕掛けを待つ方針を改め、近い将来の適当な時期をつかんでわが方より積極的に働きかけて五懸案を処理し、もって両国関係の正常化を図ることとする。

■■■不開示部分①■■■

理由

一 (中略)

三 両国国交調整の鍵は請求権問題であり、これが解決すれば、他の問題は自ら解決の道が開かれると予想される。

請求権問題につき考えるべき点は、わが方韓財産の相当部分は戦乱により破壊されており、また、実際問題として請求権を行使し得ぬ点である。従来、韓国の債権を否認する法理論に立ったため、放棄すれば、憲法29条との関係、国内補償に要する財政負担ほかの同種の場合との均衡等の問題のため身動きがとれず行き詰まっていた■■■■  
不開示部分②■■■■

四 (中略)

六 なお、本件請求権処理に当たっては、(イ)在韓日本財産利害関係者の反対、(ロ)桑港条約4条B項の解釈の根拠及び(ハ)韓国との交渉の時期について慎重なる考慮を払わねばならないであろう。

■■■■不開示部分■■■■もつとも今次動乱による被害率は、工鉱業部門のみで60-70%と推定され、都市については釜山、大邱地区以外はほとんど原形をとどめていないのが現状で、一般住宅、道市群庁舎、学校、土木施設、港湾施設、公営物の被害率は75%に達する趣きであるから、前記日本財産も相当の被害を受けたものと認められる。しかしながら、いずれにしても財産額は多額に上るものであるから、一度右に対する権利がなくなることに決する場合は利害関係者から根強い反対が起こるべきことは当然予想されるところである。

(ロ) 桑港平和条約4条B項の解釈については(中略)

(ハ) 交渉申し込みの時期及び方法については(以下略)

(イ) 本件各文書の一部開示部分

通し番号1-258の文書の一部開示部分には、通し番号1-28の文書に関して、要旨下記のとおり記録されている(乙B84)。

## 記

11月1日にアジア局第2課作成の「国交調整処理方針」では、従来の方針を改めて、既に総選挙が終了して新政権が決定し、李承晩政権の基盤が強固になりつつあり、また、強制送還者の引取拒否や漁業問題の解決に迫られている点から近い将来、適当な時期をつかんで積極的に5懸案を処理して国交の正常化を計るべきであるとし、請求権問題について相互放棄の方式を採ることを含めて方針案がねられた。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-28の文書の不開示部分に記載されている情報は、次のとおりであると推認することができる。

(ア) 不開示部分①

外務省内で検討された財産・請求権問題を解決するための方策等

(イ) 不開示部分②

外務省内で検討された日韓国交正常化に際しての請求権問題解決の方途等

(ウ) 不開示部分③

外務省内で検討された請求権問題の処理に当たって配慮すべき事由としての在韓日本財産利害関係者の反対に関する具体的見解

ウ そうであるとすれば、通し番号1-28の文書の不開示部分に記載されている情報は、日本政府部内で検討された請求権問題を解決するための具体的方策等に関する見解であり、本件全証拠によっても、これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと、現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は典型的にみて、こ

れを公にすれば、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ したがって、通し番号1-28の文書の不開示部分に記載されている情報は、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、通し番号1-28の文書の不開示部分に記載されている上記情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず、本件全証拠によっても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号1-28の文書の不開示部分に記載されている情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-28の文書の不開示部分に記載されている情報に係る部分は、適法である。

(別紙5) 通し番号1-29

## 第1 前提事実(各論)

通し番号1-29の文書(文書1044)は、外務省が作成した昭和27年12月30日付け「日韓関係調整方針(案)」と題する内部文書であり、日韓国交正常化交渉に関する問題について政府部内で検討した内容等が記録されている。

このうち不開示部分は、2ページ(-1-に「次ページ不開示」と記載された当該ページ部分)であり、①日韓国交正常化交渉における財産・請求権問題の解決に向けた検討経過及び②提案された内容や請求権の相互放棄の方式を確認するための具体的な提案等や③日韓関係調整の転機を創るべく作成された対処方針の一部であり、請求権問題につき相互放棄の方式を確認するための具体的な提案が記録されている。

(乙A198)

## 第2 当事者の主張の要旨

### 1 被告の主張の要旨

通し番号1-29の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実(各論)のとおりであり、現在、北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中でこれを公にすれば、当時の我が国の請求金額に関する試算等が露見し、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされ、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、北朝鮮に有利な形で解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(情報公開法5条3号)。

## 2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

## 第3 当裁判所の判断

### 1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

#### (1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 証拠(乙A198)によれば、通し番号1-29の文書の不開示部分の前後の記載は、下記のとおりであると認められる。

記

左記大綱に則り、日韓関係調整の転機を創るものとする。

記

一 請求権問題につき、相互放棄の方式(日本は在韓財産に対する請求権を放棄し、韓国は対日請求権を放棄する。)を確認し合うこと。

右は、韓国の直面している難局に対する認識と理解の表徴として行うものにして、日韓両国の協調が現下の時局に必須であるとの両国首脳者の一致した見解に基づいて行われるものであって、法律論にとらわれざる建前に立つこと。

#### ■■■不開示部分■■■

三 韓国は、同国艦艇による日本漁船の拿捕を中止するとともに、現に抑留中の漁船及び乗組員を返還すること。また、日本側による韓国人の強制送還については、会談中絶以前実施されていたとおりこれを受け入れること。

四 以上の大綱につき合意が成立したる場合は、最も早き機会に、日韓会談を再開し、他の懸案と共に一挙解決を計ること。

附記

(以下略)

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-29の文書の不開示部分に記載されている情報は、昭和27年当時、外務省が検討した請求権問題につき相互放棄の方式を確認するための具体的な提案であると推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号1-29の文書の不開示部分は、日本政府部内で検討された請求権問題の解決方式に関する具体的見解であるから、本件全証拠によっても、これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと、現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は類型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとはまではいえないから、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ したがって、通し番号1-29の文書の不開示部分に記載されている情報は、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、通し番号1-28の文書の不開示部分に記載されている上記情報を情報公開法5条3号の不開示



情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず、本件全証拠によっても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号1-29の文書の不開示部分に記載されている情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-29の文書の不開示部分に記載されている情報に係る部分は、適法である。

(別紙5) 通し番号1-30

## 第1 前提事実(各論)

- 1 通し番号1-30の文書(文書1046)は、外務省アジア局第二課が作成した「日韓會談再開に関する第1回省内打合會議事要録」と題する内部文書であって、昭和28年1月23日に外務省事務次官室において開催された上記會議の議事録である。
- 2 通し番号1-30の文書のうち、不開示理由1に係る不開示部分は、次の部分であり、いずれも、上記會議における出席者の発言内容又は日韓間における財産・請求権問題を解決するための具体的な提案等が記録されている。
  - ① 6ページ(-6-) 1行目から5行目までの約4行分(以下「不開示部分①」という。)
  - ② 18ページ(-18-) 5行目及び6行目の約2行分(以下「不開示部分②」という。)
  - ③ 25ページ(-25-) 4行目の11文字分(以下「不開示部分③」という。)
  - ④ 38ページ(-38-) の上部欄外の13文字分(以下「不開示部分④」という。)

(乙B94)

## 第2 当事者の主張の要旨

### 1 被告の主張の要旨

通し番号1-30の文書の不開示部分に記載された各情報は、前提事実(各論)のとおりであり、現在、北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中でこれを公にすれば、当時の我が国の請求金額に関する試算等が露見し、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされ、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例え

ば、北朝鮮が、当該提案を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

## 2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

なお、通し番号1-30の文書に係る追加開示部分は、漁業協定に関して韓国側の立場に理解を示す発言であり、被告が主張する「当時の我が国の請求金額に関する試算等が露見する」といったものではなかったことからすると、上記不開示部分に「当時の我が国の請求金額に関する試算等」が記録されているかどうかは明らかであるとはいえない。

## 第3 当裁判所の判断

### 1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

#### (1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 証拠（乙B94）によれば、次の事実が認められる。

#### (ア) 不開示部分①から不開示部分③まで

通し番号1-30の文書の不開示部分①から不開示部分③までは、アジア局第2課が作成した昭和28年1月23日付け「日韓会談再開に関する第1回省内打合会議事要録」と題する文書中にあり、その前後の記載は、下記のとおりであると認められる。

## 記

広田課長から「日韓会談再開の基本条件」に関する提案理由を説明し、案を朗読しつつ、各案件について補足的説明を加えた後、左記のごとき質疑応答が行われた。

(大野) この案にはオルターナティブの箇所があるから、この場で各人が意見を述べて決定的な案を作り、大臣に出すこととしたい、会議方法の第1案は万能性なく、第2案も請求権については、下からの話ではだめで総理、外務、大蔵大臣等の間で話を決める必要がある。ハイレベルで決定して下の方へサジェストするのがいいと思う。

(重光) 外務省以外の省、特に大蔵省では請求権に関する相互放棄案を事務的に下の意見として上へ押し上げることは難しいだろう。

(大野) 請求権の法律論はそのままにしておくほかない。上級関係者間で連絡をとり、2、3の争点についてのみ簡単な要綱を作成し、総理その他限られた閣僚に提出し、そこで決定した線を金公使に示すのがよいだろう。

(田中) その際、請求権については、こちらの要求を放棄するだけでなく、

■■■不開示部分①■■■

(重光) 相互放棄は、実質的には日本のみが在鮮財産を放棄することだ。桑港平和条約14条及び16条に放棄の例があるが、これと一体としての処理をすることにして、国内補償をしないという原則を決定すれば問題はない。

(中略)

(広田) 再開の方法について

(大野) 去年は全体の方針は、関係各省次官級からなる代表の会議で決定し、閣議にはかけなかった。この会議で決まったことが、各省の省議で通らないこともあった。事務当局間で基本方針を決めることは

難しい。

(田中) ■■■不開示部分②■■■

(鈴木) 5ページにある拿捕の中止や送還者の受入れは会談再開のための絶対的条件として要求するつもりか。

(田中) 前提ではないだろう。しかし、日本の入国管理令は、米国マツカラン法案に基づいて制定したもので、現在マ法が成立しているのであるから、この趣旨を説明すれば、退去強制につき相手方も納得するだろう。

(鈴木) サブヴァーンブケースの問題と関連して、法務省としては送還者の受入を絶対条件とするだろう。しかし、先方は会談締結前に送還者を受け入れまい。

(大野) 請求権と漁業についてのみ少数の関係閣僚間で大綱を決定するのがよい。

(次官) 外交関係を設定しようとする際に設置後に解釈さるべき事項を会談の条件として持ち出すのはどうかと思われる。そういうことは外交設定後にやればよい。

(鈴木) 先方は国籍処遇でもう一度振り出しに戻って話を持ち出して来るのではないかという気がする。

(田中) 先方は退去強制をするなどとは言っていない。

(大野) 請求権と漁業を中心とした関係閣僚案を事務的に各省に図らずに作成し、ハイレベルで決定することだ。総理、大蔵、外務大臣の間で話を進めることだ。

(鈴木) 国籍処遇では、法務省も蒸し返すような腹であるから、外務省は窮地に陥らないように努めておくべきだ。

(中略)

(広田) それでは、会談再開のための関係閣僚了解案(総理、外務、大蔵、

法務，農林各大臣，官房長官)を作成することとする。

以上を要約すれば次のごとき結論となる。

一 関係事務当局が下から作業して積み上げる方法は，まとまる公算がないため，ハイ・レベルの関係者間の政治的決定に基づく案を事務当局に承認させることにする。このため，総理，外務，大蔵，法務，農林，官房長官等の関係閣僚了解案を得るための作業をする。

その際，なるべく大幅に了解を取っておき，外務省のフリー・ハンドを余分に残しておくことに留意する。特に請求権問題については，先方に与えるものをなるべく大幅に了解をとっておき，交渉の場合に，これを適時利用する。

二 会議の方法については，近く次官が金公使と会見の上，決定することとする。

三 個々の懸案について

(一)請求権 なるべく大幅な国内関係方面の了解を取っておく。経済提携を請求権の項で出しても，相手方がこれをのむ公算が少ないから，漁業の項で出すとの意見があった。

(二)漁業 経済提携，漁業技術援助を考慮するとの意見あり。

(三)船舶 問題なし

(四)国籍処遇 ■■■不開示部分③■■■

(五)基本関係，韓国併合条約等の無効論を蒸し返してこないとは限らない。

ただし書を絶対的条件としない方がよい。

四 韓国政府の性格についての見解

既定方針以外にない。

(1) 不開示部分④は，昭和28年1月23日付け「日韓会談再開の基本条件について」と題する文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおり

である（なお、二（一）の「請求権」欄の上部に「なるべく大幅に国内の諒承を取っておき、交渉の際に適宜活用し得るようにする要がある。経済提携云々をここで出しても先方がのむ公算少ないにつき、漁業でこれを諮った方がよい。」との手書き部分、同（二）の「漁業」欄の上部に「経済提携を持ち出し、漁業技術援助を提議する。」との手書き部分があり、同（三）の「国籍処遇」欄の上部に■■■不開示部分④■■■、同（四）の「船舶」欄の上部に「問題なし」との手書部分、同（五）の「基本関係」欄の上部に「無効論が蒸し返されないとは限らぬ。」、「この2問題を会談再開の絶対条件としない方が可。」との手書部分がある。

）。なお、昭和28年1月24日付け「日韓会談再開の基本条件に関する打合せ会議状況」と題する書面によれば、上記手書き部分は、同月23日の会議で開陳された意見であるとされている。

#### 記

李承晩韓国大統領の訪日に伴い日韓関係の空気が緩和せる機会をとらえ、おおよそ次のごとき方針の下に速やかに交渉を開始することといたしたい。

#### 一 会議の方法

(略)

#### 二 個々の懸案についての条件

##### (一) 請求権

(略)

##### (二) 漁業

(略)

##### (三) 国籍処遇

前回の会談においてほとんど合意に達していた案を仕上げるということにて足りる。ただし、在日韓国人の鉱山権のごとく会談

中断後の時日の経過により、当時の構想にては都合の悪い個所を先方との話し合いで修正する。

(四) 船舶

(略)

(五) 基本関係

李大統領の声明にもみられるごとく、先方は過去は水に流すという態度を示しているので、昨年の会談にてほとんど妥結に近づいていた基本条約案の線でまとめることに韓国としても異議なかるべく、韓国併合条約等の無効論を今更蒸し返すことはあるまいと思われる。

ただし、会談再開に関しては直ちに、日本漁船の拿捕を中止するとともに、抑留中の漁船を返還すること、また、不良韓国人の強制送還につき、会談中絶以前実施されていたとおりにこれを受け入れることを認めさせ、もって、動もすれば両国関係の円滑を阻害する要素の除去をはかるものとする。

三 韓国政府の性格についての見解

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-30の文書の不開示部分に記載されている情報は、次のとおりであると推認することができる。

(ア) 不開示部分①

請求権問題の解決策として、日本側の韓国に対する要求を放棄するに当たっての条件等に関する具体的見解

(イ) 不開示部分②

日韓会談の再開の方法等に関する具体的見解

(ウ) 不開示部分③及び不開示部分④

日韓会談の再開に当たっての国籍処遇問題に関する具体的見解又は提



## 案

ウ そうであるとすれば、通し番号1-30の文書の不開示部分に記録されている情報は、日本政府部内で日韓会談の再開が議論された際に出された請求権問題の解決策又は国籍処遇問題等に関する具体的見解又は提案であり、本件全証拠によっても、これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと、現在においても日朝国交正常化交渉で船舶問題が取り上げられる余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は類型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が上記問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ したがって、通し番号1-30の文書の不開示部分に記録されている情報は、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

### (2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、通し番号1-30の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず、本件全証拠によっても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

### (3) 小括

以上によれば、通し番号1-30の文書の不開示部分に記録されている情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

## 2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-30の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、適法である。

(別紙5) 通し番号1-31

## 第1 前提事実 (各論)

通し番号1-31の文書(文書1047)は、外務省が作成した「日韓関係調整に関する関係閣僚了解(案)」と題する内部文書であり、日韓国交正常化交渉にむけて日韓関係の調整を図るため、日韓間における懸案事項について、関係閣僚が検討した内容や閣議了解案の項目の一つとしての個別の請求権問題についての具体的な提案等が記録されている。

このうち不開示部分は、次の部分であり、いずれも、日韓間における重要な懸案事項である財産・請求権問題について具体的な解決策を検討した内容等が記録されている。

- ① 1ページ(-1-)の10行目から2ページ(-2-)の1, 2行目までの約4行分(以下「不開示部分①」という。)
- ② 11ページ(-11-)右から7行目から12ページ(-12-)の5行目までの約10行分(以下「不開示部分②」という。)

(乙A199)

## 第2 当事者の主張の要旨

### 1 被告の主張の要旨

通し番号1-31の文書の不開示部分に記載された各情報は、前提事実(各論)のとおりであり、現在、北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中でこれを公にすれば、当時の我が国の請求金額に関する試算等が露見し、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされ、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、当該提案を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝

鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

## 2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

## 第3 当裁判所の判断

### 1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

#### (1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 証拠（乙A199）によれば、通し番号1-31の文書の不開示部分の前後の記載は、次のとおりであると認められる。

#### a 不開示部分①

不開示部分①は、通し番号1-31の文書の本文部分にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

日韓の国交を左記方針により、調整するものとする。

記

#### 一 外交関係を含む基本関係の樹立

両国間の外交及び経済等基本関係の樹立に関しては、すでに一応の了解に達しているから、その線に沿って妥結を図ることとする。

#### 二 財産及び請求権

原則として相互放棄の方針によることとする。

■■■不開示部分①■■■